



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	白白排除法則の研究（四）
Author(s)	関口, 和徳
Description	論説
Citation	北大法学論集, 60(1), 49-109
Issue Date	2009-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38676
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol60no1_p49-109.pdf



自白排除法則の研究（四）

関
口
和
徳

目次

序章 問題の所在

第一節 日本の刑事手続における自白の地位

第二節 自白排除法則に関する議論の問題点と最近の動向

第三節 アメリカ法の示唆——ミランダ判決

第四節 本研究の課題

- 一 研究の対象——自白排除法則の整序

- 二 研究の視点と本稿の構成

第一章 アメリカの自白排除法則

第一節 不任意自白の排除法則——自白法則

- 一 自白法則の成立とアメリカ法への継受

- 二 適正手続¹⁾任意性説 (due process voluntariness test)

- 三 任意性の判断基準——事情の総合説 (totality of circumstances test)

第二節 違法収集自白の排除法則

- 一 マクナブ²⁾マロリー・ルールと第四修正の自白への適用

- 二 マサイア判決 (一九六四年)

- 三 エスコビード判決 (一九六四年)

- 四 マサイア判決およびエスコビード判決の意義と課題

第二章 ミランダ・ルールとその課題

第一節 自白法則の新展開——ミランダ判決 (一九六六年) とミランダ・ルール (Miranda Rule)

- 一 ミランダ事件

- 二 ミランダ判決

- 三 ミランダ判決の意義

第二節 ミランダ判決以降の判例の展開——ミランダ・ルールの弱体化と強化

- 一 ミランダ・ルールの弱体化

- 二 ミランダ・ルールの強化

第三節 ミランダ・ルールの憲法上の地位——ディカーソン判決 (二〇〇〇年)

(以上、五九卷二号)

(以上、五九卷三号)

(以上、五九卷五号)

- 一 合衆国法典一八編三五〇一条とミランダ・ルール「予防法則」論
- 二 デイカーソン事件
- 三 デイカーソン判決
- 四 デイカーソン判決の意義
- 五 デイカーソン判決後の判例の展開
- 第四節 ミランダ・ルールの課題
 - 一 はじめに
 - 二 ミランダ判決以降の被疑者取調べの諸問題
 - (A) ミランダは実務に影響を与えたか？
 - (B) 密室での権利告知手続
 - (C) ミランダ・ルールに反する取調べ
 - (D) 虚偽自白
 - (E) ミランダ・ルールの課題
 - 三 学説における提言
 - (A) 弁護人との相談を經ていない自白の全面的排除
 - (B) 弁護人の自動的な選任
 - (C) 弁護人の立会いのない中で得られた自白の全面的排除
 - (D) 身体拘束中の自白の全面的排除
- 第五節 小括
- 第三章 日本の自白排除法則
- 第四章 自白排除法則の整序
- 終章 結語

（以上、本号）

第二章 ミランダ・ルールとその課題

第三節 ミランダ・ルールの憲法上の地位——ディカーソン判決（二〇〇〇年）

一 合衆国法典一八編三五〇一条とミランダ・ルール「予防法則」論

(一) ミランダ判決（一九六六年）⁽¹⁾ がだされて二年後の一九六八年、「総合犯罪規制および市街地安全法第二編（Title II of the Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968）」（合衆国法典一八編三五〇一条）が制定された。⁽²⁾ 合衆国法典第一八編三五〇一条は、まず、同条（a）で、「連邦もしくはコロンビア特別区におけるいかなる訴追においても、任意になされた（if it is voluntarily given）自白であれば証拠と許容される」とした上で、同条（b）において証拠能力の判断において考慮すべき事情を具体的に規定している。すなわち、「公判の裁判官は、任意性を判断するに際しては、次の諸要素を含む、自白が得られた際に関わりのある一切の事情（all the circumstances surrounding the giving of the confession）を考慮しなければならない。

(1) 自白が逮捕後アレイメント前になされたのであれば、自白をした被告人の逮捕とアレイメントの間の経過時間、(2) 自白をした時点で、被告人が、起訴ないし逮捕の理由となった犯罪の種類を知っていたか否か、(3) 被告人が、いかなる供述も強要されないこと、また、いかなる供述であつても自己に不利に用いられることを告知されていたか否か、もしくはそのことを知っていたか否か、(4) 被告人が、取調べ前に弁護人の援助を受ける権利を告知されていたか否か、そして、(5) 被告人が、取調べを受けた際に、また、自白をした際に弁護人の援助を受けていなかったか否か。

裁判官によって考慮される上記の諸要素が存在すること、または欠如することは、自白の任意性の問題において決定的なものとする必要はない」。

（二）合衆国法典一八編三五〇一条制定の目的は、連邦法域において、ミランダ判決がだされる以前の自白の任意性の判断基準であった事情の総合説を、自白の証拠能力判断のための唯一の基準として改めて位置づけるとともに、ミランダ判決、エスコビード判決（一九六四年）⁽⁵⁾という、ウォーレン・コートの最も著名な二つの判例を変更すること⁽⁶⁾を意図したものであった。合衆国法典一八編三五〇一条の内容は、合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）違反を理由に自白の証拠能力を否定したミランダ判決の判示とも、合衆国憲法第六修正の保障する弁護人依頼権の侵害を理由に自白の証拠能力を否定したエスコビード判決およびマサイア判決（一九六四年）⁽⁷⁾の判示とも明らかに矛盾している。

そればかりでなく、合衆国法典一八編三五〇一条は、マクナブ判決を嚆矢とする違法収集証拠排除法則の変更をも意図するものであったといえよう。同条（b）（二）の規定は、マクナブ判決（一九四三年）⁽⁸⁾、アップショー判決（一九四八年）⁽⁹⁾、マロリー判決（一九五七年）⁽¹⁰⁾という一連の判例によって確立された、裁判官の元への引致の遅滞を根拠に自白の証拠能力を否定することを求めるマクナブ・マロリー・ルールとも、明らかに矛盾するものだからである。

もつとも、マクナブ・マロリー・ルールはそもそも憲法上の要請ではなく、連邦最高裁の司法上の監督権に基づいた法則である。そのため、州裁判所や連邦議会に対する拘束力はなく、このことは後の連邦最高裁判例においても確認されている。⁽¹¹⁾したがって、これを連邦議会が法律を制定することで「変更」したとしても、そのことについては問題とはならない。しかし、連邦議会による制定法は憲法に違反するものであつてはならないし、憲法を解釈して適用した連邦最高裁判例を変更することも許されない。⁽¹²⁾そうであるとするならば、もしミランダ・ルールが憲法上のルールであ

るならば、合衆国法典一八編三五〇一条は違憲ということになり、無効となる。しかし、もしミランダ・ルールが憲法上のルールではないとすれば、合衆国法典一八編三五〇一条の規定は、自白の証拠能力の判断基準として有効に用いられることになる。すなわち、自白の任意性は、事情の総合説によって一元的に判断され、ミランダ・ルールによって要求されている事項に違反したという事実は、自白の任意性を判断する上での一つの事情にすぎないことになる。このことは、すなわち、アメリカの自白排除法則と取調べの実務が、マクナブ判決以前とほとんど変わらない状況へと大幅に後退することを意味するのである。⁽¹³⁾

このような合衆国法典一八編三五〇一条に対しては、早い時期からその合憲性について疑問が向けられてきた。⁽¹⁴⁾しかし、当のミランダ判決においては、「自己負罪拒否特権を保護するのに効果的な手続的保護手段を用いたことを立証した場合を除いて」、⁽¹⁵⁾「採られるべき手続的保護手段に関しては、被疑者・被告人に黙秘権を告知しかつそれを行使する継続的機会を保障するための他の十分に効果的な手段が考案された場合を除いて」、⁽¹⁶⁾「少なくとも訴追を受ける者に彼らの黙秘する権利を告知し、かつその権利を行使する継続的な機会を保障する効果的な他の手続が示された場合を除いて」、⁽¹⁷⁾「十分に効果的な代替手段がない場合には」、⁽¹⁸⁾「その特権を保護するための手続的な保護手段が用いられなければならない」、⁽¹⁹⁾個人に黙秘権を告知し、かつその権利行使が綿密に尊重されることを確実にする他の十分に効果的な手段が採用されない限り」というように、限定句が繰り返し用いられているため、ミランダ・ルールがはたして合衆国憲法第五修正の直接の要請に基づくもののかが、ミランダ判決の判決文からは判然としないのである。⁽²¹⁾

(三) このような状況の中、ミランダ・ルールの憲法上の地位について、はじめて連邦最高裁が具体的な判断を示したのが、一九七四年にだされたタッカー判決である。⁽²²⁾タッカー判決の事案は、捜査官Aらが、強姦の容疑で被告人タッカーを逮捕し、国選弁護人依頼権以外の権利告知をした後、取調べを行った。その中で、犯行の当夜には友人Bと一緒

にいたという内容のアリバイ供述を得た。それをうけ、Aらは、Bに会ってタッカーのアリバイについて確認したところ、Bは、逆に、タッカーに不利益な供述をしたというものである。そこで、国選弁護人依頼権の告知を欠く不十分なミランダ告知に基づいて得られた第三者証人Bの法廷証言を毒樹の果実として排除すべきか否かが問題となった。これに対し、連邦最高裁は次のように判示した。すなわち、ミランダ法則として知られる「手続上の保護手段は、それ自体、憲法によって保護される権利ではなくて、自己負罪拒否特権の保障を確保するための手段である」⁽²³⁾。Aの本件行為は、「タッカーの自己負罪拒否特権を侵害したのではなく、この特権を保護するためにミランダが示した予防法則を逸脱したにすぎない」⁽²⁴⁾。排除法則の主たる目的は将来の違法行為の抑止であるが、本件ではタッカーの供述は排除されている。証人Bの証言を排除することで抑止の効果は高められない。また、Bは身体拘束を受けていない第三者であり、Bの証言を信用できないとする理由はない。

また、一九七九年にだされたポータシユ判決は、⁽²⁵⁾「強制された被疑者の供述は、ミランダ・ルールに反して得られた供述とは対照的に」⁽²⁶⁾弾劾目的であっても用いることはできない旨判示し、タッカー判決の判示を確認した。⁽²⁷⁾

さらに、一九八四年にだされたクォーリス判決は、⁽²⁸⁾タッカー判決を引用して、「予防的なミランダ告知は、『それ自体、憲法によって保護された権利ではなく、強制的な自己負罪からの保護を保障するための代替手段である（not themselves rights protected by Constitution but [are] instead measures to insure that the right against compulsory self-incrimination [is] protected）』。身体拘束中の取調べの前にミランダ告知を要求することは、『現実の支援（practical reinforcement）』を提供するものである」⁽²⁹⁾と述べている。さらに、一九八七年にだされたバレット判決も、⁽³⁰⁾「ミランダ判決における当裁判所の判断の根本的目的は、『供述か沈黙かの個人の選択権が取調べ過程を通じて拘束されていないことを保障すること』であった。この目的のために裁判所は、第五修正の権利の行使を訴追側の『強制』から遮断することを意図した予

防法則を創設した⁽³¹⁾と判示している。

この点、学説においても、ミランダ・ルールが憲法上の要求ではないことを主張する見解や、タッカー判決の判示を支持する見解が有力に主張されてきた⁽³³⁾。さらには、ミランダ・ルールが憲法上のものでなく予防法則にすぎないとするならば、そのような予防法則を裁判所が形成することは司法権の逸脱にあたるとして、ミランダ判決をだした連邦最高裁の姿勢そのものを厳しく批判する主張もなされてきた⁽³⁴⁾。

ところが、合衆国法典一八編三五〇一条が公判において連邦検察官によって援用されることはほとんどなかった⁽³⁵⁾のである。それではなぜ、合衆国法典一八編三五〇一条は援用されることがなかったのであろうか。その理由としては、ミランダ判決は、それがだされた当初に「懸念」されていたほどのインパクトを捜査実務に与えるものではなかったということを挙げることができるように思われる。このことは、すなわち、被疑者の権利を保護するためにはミランダ・ルールは必ずしも十分なものではなかったということでもあろう⁽³⁶⁾（この点については、後に詳しく検討する）。実際、学説の中には、ミランダ判決が証拠能力のある自白の獲得を容易にし、むしろ検察官の職務を手助けしているという指摘も存在している⁽³⁷⁾。

他方、裁判所の側に目を転じてみても、裁判所は、自白の証拠能力を判断するに際しては、一貫してミランダ・ルールが適用されることを前提にした検討をしてきており、合衆国法典一八編三五〇一条の観点から自白の証拠能力を判断することはなかった⁽³⁸⁾。これは、連邦最高裁も同様であり、連邦最高裁の判例において合衆国法典一八編三五〇一条が検討される機会はなかったのである⁽³⁹⁾。そのため、ミランダ・ルールを、合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）を保障するための「予防法則」である判示したタッカー判決がだされて以降大きな議論の的となっていたミランダ・ルールの憲法上の地位や、合衆国法典一八編三五〇一条がミランダ判決に違反しないのかという問題（すなわち、

合衆国法典一八編三五〇一条の合憲性の問題）が未解明のまま残されることとなったのである。

このような状況の中、二一世紀の到来を目前に控えたミレニアムの年にだされたディカーソン判決⁽⁴⁰⁾によって、ミランダ・ルールの憲法上の地位の問題が正面から取り上げられ、それにより、制定から四半世紀以上の長い沈黙の時を経て、ついに合衆国法典一八編三五〇一条の合憲性についての連邦最高裁の解答がだされることになったのである。

二 ディカーソン事件

ディカーソン事件の事案は概ね次の通りである。一九九七年一月二四日、バージニア州アレクサンドリアで、ハンドガンを持った男による銀行強盗事件が発生した。目撃者の証言によって、逃走車両のナンバーが特定され、それが、メリーランド州在住で本件申立人であるディカーソン所有のものであることが判明した。そこで、一月二七日、FBIの捜査官約一〇名と地元捜査官がディカーソンの住むアパートに出向いたところ、アパート前に逃走車両と同一ナンバーの白い車が停められていた。A捜査官が、ディカーソンの部屋を訪れ、ディカーソンに対し、ワシントンD.C.のFBI出張所（FBI Field Office）まで同行をしてほしいと求めると、ディカーソンはこれに応じた。同出張所での、A捜査官らによる取調べに対して、ディカーソンは銀行強盗に対する関与は否定したが、問題の銀行強盗事件が発生した日に、アレクサンドリアへ車で出かけたこと、銀行の近くで偶然知人に会い、彼の求めに応じて車に同乗させ、メリーランド州の某地区まで送っていったことを認めた。A捜査官は、取調べを中断して裁判官に電話をし、ディカーソン宅の搜索令状の発付を請求した。令状は発付され、地元警察官らが、直ちにディカーソン宅の搜索に着手した。Aは取調室

に戻り、ディカーソンに対し、自宅の搜索が始まった旨告げたところ、ディカーソンは銀行強盗への関与を認め、自分は逃走車両の運転手であったこと、実行犯はローチェスタであること、彼からハンドガンや紙幣を預かったことを供述した。そして、ディカーソン宅の搜索によって、ハンドガン、染色された紙幣、おとり紙幣、弾薬、マスク、手袋等が発見され、また、後に令状を得てディカーソンの車を搜索したところ、黒の皮手袋と染色された紙幣を洗浄するのに用いる薬品が見つかった。同日、ディカーソンは逮捕された。⁽⁴¹⁾

ディカーソンは、銀行強盗など3つの罪で起訴された。公判前、ディカーソンは、取調べ開始前にミランダ告知を受けていなかったことを理由に、自白の排除を求める申立を行った。連邦地裁がディカーソンの申立を認めたため、訴追側は第四巡回区連邦控訴裁判所に中間上訴 (interlocutory appeal) の申立を行った。連邦控訴裁判所は、票は分かれたものの、連邦地裁の証拠排除命令を破棄した。連邦控訴裁判所は、供述が作成される前にディカーソンがミランダ告知を受けていなかったとした連邦地裁の結論については支持したものの、本件では、自白の許容性の判断に際してはもっぱら任意になされたものかどうかを考慮すべきとしている合衆国法典一八編三五〇一条の要件については満たされているとした。そのうえで、ミランダ判決は憲法判例ではなく、それゆえ、連邦議会には立法により自白の許容性について最終的な決定権があると結論づけた。⁽⁴²⁾

このような連邦控訴裁判所の判断をうけ、ディカーソンは連邦最高裁に上告受理の申立てを行った。これをうけた連邦最高裁は、「連邦控訴裁判所の判断によって重要な疑問が提起された⁽⁴³⁾」として、ディカーソンによる上告受理の申立てを容れ、次のように判示した（レンキスト首席裁判官執筆。スティーブンス、オコナー、ケネディ、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調）。

三 デイカーソン判決

（一）「ミランダ判決（*Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966)）において、われわれは、身体拘束中の取調べによって得られた自白が許容されるためには、事前にいくつかの告知が必要であると判示した。ミランダ判決をうけて、連邦議会は、自白の許容性はそれが任意になされたものかどうかのみによって判断されるべきとする、合衆国法典一八編三五〇一条を制定した。われわれは、当裁判所の憲法判断であるミランダを、連邦議会が立法によって実質的に覆すことはできないと判断する。そして、われわれ自身、ミランダ判決を変更することを拒絶する（*We hold that Miranda, being a constitutional decision of this Court, may not be in effect overruled by an Act of Congress, and we decline to overrule Miranda ourselves*）。したがって、われわれは、ミランダ判決およびミランダ判決後にだされた当裁判所のミランダ関連判例（*Miranda and its progeny*）は、連邦および州における身体拘束中の取調べによって得られた自白の許容性を支配すると判示する⁽⁴⁴⁾」。

このように述べたうえで、「われわれは、まず、自白の許容性を支配する法の歴史的展開の概要をみることから始める⁽⁴⁵⁾」として、ミランダ判決にいたるまでの自白排除法則の展開を辿った後、ミランダ判決の意義について次のように判示した。

（二）「ミランダ判決においてわれわれは、現代的な警察での身体拘束中の取調べの出現は、強制によって得られた自白への関心を高めたということを指摘した（384 U.S. at 445-458）。なぜなら、警察での身体拘束中の取調べは、本来的に、個人を孤立させ、また強制することになるため、『たとえ蛮行や、拷問、もしくは（他の）具体的な計略が用いられなかったとしても、……身体拘束中の取調べは、個人の自由に対し重い犠牲を要求するとともに個人の弱みにつ

け入ることになる』と指摘した (Id. at 455)。われわれは、身体拘束中の取調べに内在する強制は、任意になされた供述と不任意供述との境界をあいまいにし、それによって、個人の意思が、『自己負罪を強要されないとする第五修正の下での特権と調和』 (Id. at 442) しない危険を増大させることになるとの結論に達した。その結果、われわれは、『法執行当局および裁判所に対して、従うべき明確な憲法上の指針』 (Id. at 442) を定立したのである。これらの指針は、身体拘束中に得られた被疑者のすべての供述の証拠としての許容性は、警察官が被疑者に対して四つの警告を告知したか否かによって判断されるということを確立した。それらの告知⁽⁴⁷⁾それは、いわゆる『ミランダの権利 (Miranda rights)』として知られるようになった⁽⁴⁸⁾は、被疑者には『黙秘権がある、供述したことはすべて公判で不利に用いられうる、弁護人の立会いを求める権利がある、そして、もしも弁護人に依頼することができないのならば、希望すれば、いかなる質問にも先立って、弁護人をつけてもらえる』 (Id. at 479) というものである⁽⁴⁹⁾。

(二) 「ミランダ判決における裁判所の判断と三五〇一条との間の矛盾は明白であるから (Because of the obvious conflict between our decision in *Miranda* and §3501)、われわれは、連邦議会がミランダ判決を変更する憲法上の権限を有しているのかどうかという問題に取り組まなければならない。もし、連邦議会にそのような権限があるとすれば、三五〇一条の示す事情の総合説は、ミランダ判決における権利の要求に優先するものであるが、もし連邦議会にそのような権限がないとすれば、三五〇一条は、ミランダ判決のより具体的な要求に服さなければならない⁽⁴⁸⁾」。

「しかし、連邦議会は、憲法を解釈・適用するわれわれの判断を立法によって覆すことはできない (See, e.g., *City of Boerne v. Flores*, 521 U.S. 507 (1997), at 517-521)。したがって、本件は、ミランダ判決が憲法上の法則を宣言したもののなか、それとも連邦議会の指示のない証拠の制限に対して、司法上の監督権を行使したにすぎないのかどうかにかかっている。この点を認識して、連邦控訴裁判所は、ミランダ判決の憲法上の地位を判断するために、ミランダ判

決とその後の判例を分析したのである（166 F.3d at 687-692）。われわれが、いくつかのミランダ告知要求の例外を認めたこと、および、ミランダ告知を『予防的（prophylactic）』として（New York v. Quarles, 467 U.S. 649 (1984), at 653）、また、『それらは憲法によって保護されたものではなく（not themselves right protected by the Constitution）』（Michigan v. Tucker, 417 U.S. 433 (1974), at 444）として繰り返し引用してきた事実に着目して、連邦控訴裁判所は、ミランダ判決による保護は、憲法上要求されたものではないと結論づけたのである（166 F.3d at 687-690）。⁽⁴⁹⁾

（四）「判例の中に、連邦控訴裁判所によって取り上げられた見解を支える文言があることをわれわれは認めるが、連邦控訴裁判所の結論には同意しない。他の側面（ミランダ判決が憲法判例であるということ）における最重要要素は、ミランダ判決とそれに付随する二つの判断とともに州裁判所における手続（すなわち、アリゾナ、カリフォルニア、そしてニューヨーク）にミランダ・ルールを適用したということである（See Miranda, 384 U.S. at 491-494, 497-499）。その時以来、われわれは一貫して、州裁判所に提起された訴追に対して、ミランダ・ルールを適用してきたということである（See, e.g., Stansbury v. California, 511 U.S. 318 (1994)(per curiam); Minnick v. Mississippi, 498 U.S. 146 (1988); Arizona v. Roberson, 486 U.S. 675 (1988); Edwards v. Arizona, 451 U.S. 477 (1981)）。それは、いくつかの州の裁判所に対しわれわれは司法の監督権をもたないという議論を超越している。……州裁判所の手続を尊重し、われわれの『権限は、合衆国憲法の命令を執行することに限定されている』」。

「ミランダ判決の法廷意見それ自身、まずはじめに、『身体拘束中の取調べに自己負罪拒否特権を適用する際の問題点のいくつかの側面を検討し、法執行機関と裁判所が守るべき明確な憲法上の指針を与えるために』（Miranda, 384 U.S. at 441-442）上告受理の申し立てを受理したと述べている。実際、多数意見は、多数意見が憲法上の法則を宣言することを意図していたことを示唆する言葉に満ちている。実に、当裁判所が達した結論は、ミランダで当裁判所の面前

にだされた四つの事件において得られた権利告知を欠く自白は、『特権を保護するための憲法上の基準を満たさない状況の下で、被告人から得られたものである』(Id. at 491) ということであった⁽⁵¹⁾。「ミランダ判決後の当裁判所の判例の多くは、ミランダの憲法上の基盤に言及しているのである」⁽⁵²⁾。

「ミランダ判決には憲法上の根拠があるというわれわれの結論のさらなる裏付けは、強制的な自己負罪に対抗する憲法上の権利を保護するための立法の行動をミランダ判決が促していることにも見て取ることができる。身体拘束中の警察での取調べに内在する『強制的圧力 (compelling pressures)』を論じた後、ミランダ判決 (Miranda Court) は、『これらの圧力と戦い、自己負罪拒否特権を行使する完全な機会を与えるために、被疑者には十分にかつ効果的に権利告知がなされ、それらの権利行使は十分に尊重されなければならない』(Id. at 467) と結論づけた。しかし、同判決は『特権を保護するために連邦議会もしくは州によって考案される代替案の可能性』を予測することができないことを強調し、また、それに応じて、憲法は、ミランダ告知とは異なるが、『少なくとも、効果的に被疑者に黙秘権を告知し、それを行使する機会を継続的に保障する』(Ibid.) 立法上の解決策を排除していないということ述べたのである⁽⁵³⁾」。

「また、控訴裁判所は、われわれが、ミランダ判決後に、クォーリス判決 (Quares, 467 U.S. 649) やハリス判決 (Harris v. New York, 401 U.S. 222 (1971)) などにおいて、ミランダ・ルールの例外を認めてきたという事実によ拠する⁽⁵⁴⁾。しかし、われわれは、『ドイル判決 (Doyle v. Ohio, 426 U.S. 610 (1976)) やロバーソン判決 (Arizona v. Roberson, 486 U.S. 675 (1988)) などにおいて、ミランダ原理の適用を拡大したのである。これらの判例は、憲法上の法則も不変ではないという原則を示したのであって、ミランダが憲法上の法則ではないということを示したわけではない。一般的な法則を示す裁判所は、弁護人がその適用を求めるであろう様々な状況を予測することができない。これらの事例によって表された変更めいたものは、ミランダ判決と同様に憲法の一部なのである」⁽⁵⁴⁾。

「控訴裁判所は、また、われわれがエルスタッド判決（Oregon v. Elstad, 470 U.S. 298 (1985)）において、『ミランダの排除法則は……第五修正に奉仕するとともに、第五修正よりもより適用範囲が広い』（166 F.3d at 690, quoting Elstad, supra, at 306）としたことを指摘する。同判決におけるわれわれの判断は、第四修正の事例で発展した伝統的な『果実（fruits）』原理の適用を否定したものであって、ミランダが非憲法的な判決であることを証明するものではなく、ただ単に第四修正の下での不合理な搜索は、第五修正の下での告知なしの取調べとは異なるという事実を認めているだけである」⁽⁵⁵⁾。

（五）「われわれがミランダ判決の論理や結論づけられた法則に同意するか否かにかかわらず、われわれが第一審においてこの問題を扱うならば、現在では、ミランダ判決の変更に対しては、先例拘束性の原理（stare decisis）が重くのしかかる。たとえば、イニス判決において、『ミランダの意味は合理的に明らかにになり、法執行実務はその体制に適応した。わたくしは現時点で、ミランダを覆すつもりもなく、また非難するつもりもない』（The Meaning of Miranda, has become reasonably clear and law enforcement practices have adjusted to its strictures; I would neither overrule Miranda, disparage it, nor extend it at this late date)』とした、バーガー同調補足意見（Rhode Island v. Innis, 446 U.S. 291, 304 (1980) (Burger, C.J., concurring in judgment)）をみよ。『先例拘束性の原理は、不動の命令ではなく（stare decisis is not an inexorable command）』（State Oil Co. v. Khan, 522 U.S. 3 (1997), at 20）が、とりわけわれわれが憲法を解釈する際には、『憲法事例においてゆきえもわれわれは常に、先例からの離脱には『特別な正当化事由（special justification）』による支えを常に要求してきたのであって、その原則には説得的な力がある』（United States v. International Business Machines Corp. 517 U.S. 843 (1996), at 856)』。

われわれは、本件に、ミランダを変更するための、正当化事由があるとは考えない。ミランダは、ミランダ告知がわ

が国の文化の一部になったと言つてよいほどに、日々の警察実務に組み込まれている (Miranda has become embedded in routine police practice to the point where the warnings have become part of our national culture)。……われわれは、後の判例がそれらの原理的根拠を蝕んでしまったときに先例を変更してきたが (See, e.g., *Patterson v. McLean Credit Union*, 491 U.S. 164 (1989), at 173)、われわれは、そのような事態がミランダ判決に生じているとは思わない。どちらかというところ、われわれの先例は、とりわけ、告知なしに得られた供述はとりわけ訴追側の証拠として用いられることはないというミランダ・ルールの核心的部分を再確認する一方で、合理的な法執行におけるミランダ判決の役割の衝撃を減少させたのである。

ミランダの不都合は、自分の『権利』を承知している被告人によるまったく不任意といえない供述もまた排除され、結果として、有罪の被告人を放免するということである。しかし、(これまでの) 経験は、三五〇一条が復活を試みる事情の総合説は、ミランダよりも、法執行官にとつては適応することが、また、裁判所にとつては一貫した方法で適用することが、より困難であるということを示唆する (See, e.g., *Haynes v. Washington*, 373 U.S. at 515)。ミランダ告知を与えるべきという要求は、もちろん、任意性の調査を免除しない。『ミランダの命令を法執行官が遵守したという事実をよそに、⁽⁹⁶⁾ 負罪的供述が『強制』されたというもつともらしい主張のできる事例はまれである』 (*Berkemer v. McCarty*, 468 U.S. 420 (1984))。

(六) 以上のように述べた上で、「要するに、われわれは、ミランダ判決は連邦議会が立法によって破棄することのできない憲法上の原則を宣言したものであると結論づける。先例拘束性の原理をうけ、われわれは、われわれ自身、ミランダ判決を覆すことを拒絶する (In sum, we conclude that *Miranda* announced a constitutional rule that Congress may not supersede legislatively. Following the rule of *stare decisis*, we decline to overrule *Miranda* ourselves)。

それゆえ、控訴裁判所の判決は、破棄される⁽⁵⁷⁾と結論づけた。

四 デイカーソン判決の意義

（一）デイカーソン判決の最も重要な意義は、ミランダ・ルールの憲法上の地位を再確認するとともに、合衆国法典一八編三五〇一条について、ミランダ判決の判示に違反するとして、明確に違憲の判断を下した点である⁽⁵⁸⁾。

ミランダ・ルールが憲法上の地位を有する理由として、デイカーソン判決が挙げるのは、（イ）ミランダ判決が州事件にミランダ・ルールを適用したこと、（ロ）ミランダ判決が、「身体拘束中の取調べに自己負罪拒否特権を適用する際の問題点のいくつかの側面を検討し、法執行機関と裁判所が守るべき明確な憲法上の指針を与えるために」上告受理の申立てを受理したことを明確に述べていること、（ハ）「強制的な自己負罪に対抗する憲法上の権利を保護するための立法の行動をミランダ判決が促していること」などである⁽⁵⁹⁾。これらはいずれも説得的であるように思われるが、これらのうち（ロ）の点については、自白排除法則に関するこれまでの連邦最高裁判例の展開にてらしてとりわけ説得力を有しているように思われる。連邦最高裁は、自白の証拠能力について、リーディング・ケースであるホプト判決（一八八四年）⁽⁶⁰⁾がだされて以降、しばらくの間は虚偽排除説にたって判断していたが、ブラウン事件の登場によって、州事件に対して自白法則を適用する必要性に迫られた。そこで、連邦最高裁は伝統的な自白法則と合衆国憲法第一四修正とを融合させて適正手続⁽⁶¹⁾任意性説を生みだし、州事件であるブラウン事件に自白法則を適用するにいたったのである（ブラウン判決「一九三六年」）⁽⁶¹⁾。このことは、連邦最高裁が州事件に介入するには憲法上の根拠が必要であるということ

象徴的に示している。

この点、ミランダ判決は、州事件であるミランダ事件に対して合衆国憲法第五修正の原理からミランダ・ルールを生みだしてそれを適用したものであり、連邦最高裁がまさに州事件に介入したケースなのである。したがって、そもそもミランダ判決が憲法上の地位を有することに疑いを容れる余地はないのである。⁽⁶²⁾

(二) また、ディカーソン判決は、「ミランダ判決は、告知がわが国の文化の一部になったといつてよいほどに、日々の警察実務に組み込まれている」⁽⁶³⁾として、ミランダ・ルールが既にアメリカ社会の一部として確立していることを指摘している。たしかに、(イ) ミランダ告知は現代のアメリカ文化といつてよいほどアメリカ社会のいたるところに存在している、⁽⁶⁴⁾ (ロ) 捜査官側はミランダ判決の全面変更が必要だとは考えていないのみならず、ミランダ告知はテレビドラマなどでしきりに繰り返されているので、アメリカ国民はこれを基本的人権の一つと考え、逮捕時にミランダ告知がなされることを期待するようになっていいる、⁽⁶⁵⁾といった指摘がなされている。また、ミランダ告知は、児童たちにとってゲティスバーグ演説よりもよく知られているという指摘までなされているように、⁽⁶⁶⁾ アメリカでは、ミランダ判決を素材に、子供や一般市民などに向けた自己負罪拒否特権（黙秘権）の重要性について説く教育も積極的に行われている⁽⁶⁷⁾ようである。さらに、検察側が、連邦控訴裁判所での審理においては合衆国法典一八編三五〇一条の合憲性を主張したものの、連邦最高裁の審理において一転してその主張を撤回したという本件の経過や、⁽⁶⁸⁾ 加えて、ミランダ・ルールの強力な反対者と目されていたレンキスト首席裁判官がディカーソン判決の法廷意見を執筆したということも、⁽⁷⁰⁾⁽⁷¹⁾ ミランダ・ルールがアメリカ社会に定着したことを示す一つの証左といえるのかもしれない。

もつとも、ディカーソン判決は「われわれがミランダ判決の論理や結論づけられた法則に同意するか否かにかかわらず、われわれが第一審においてこの問題を扱うならば、現在では、ミランダ判決の変更に対しては、先例拘束の原則が

重くのしかかる」とした上で、「われわれは、本件に、ミランダを変更するための、正当化事由があるとは考えない。ミランダは、ミランダ告知がわが国の文化の一部になったと言つてよいほどに、日々の警察実務に組み込まれている。……われわれは、後の判例がそれらの原理的根拠を蝕んでしまったときに先例を変更してきたとはいえ……、われわれは、それがミランダ判決に生じているとは信じない」と述べている。すなわち、ディカーソン判決は、ミランダ・ルールがアメリカ社会に根づいていることを、先例拘束性の原理から離脱すべきでない理由として挙げているのである。これは、一方で、ミランダ・ルールがアメリカ社会に根づきその文化の一部にまでなったということが、ディカーソン判決がミランダ判決を維持する上での大きな原動力となつたことを意味するものであるが、他方で、社会情勢の動向いかんによってはミランダ判決が変更される場合がありうることをも意味するものと解することも可能である。このような論理にしたがえば、ミランダ・ルールの命運はその時々々の社会情勢、すなわちアメリカ社会がミランダ・ルールを支持・受容しているか否か、すなわち、その時々々の治安の状況であるとか、それを反映した（ただ、治安状況と世論とが必ずしも連動するとはかぎらないが）世論の情勢に大きく左右されることにならざるをえない。⁽⁷²⁾

しかし、多数者の意思によつても決して奪うことができない点にこそ人権保障の真の意義があるのではなからうか。⁽⁷³⁾

ミランダ判決は、合衆国憲法第五修正の保障の意義を、その沿革をもふまえて突き詰めて検討し、身体拘束中の取調べが個人の尊厳を傷つけるという観点から、ミランダ・ルールを生み出したのであつて、その点にこそミランダ判決の真価が存在しているのである。たしかに、ディカーソン判決はミランダ判決を維持するとともに、その憲法上の根拠を再確認し、合衆国法典一八編三五〇一条の合憲性を否定したものである。ディカーソン判決によつて、ミランダ判決の憲法上の基盤は明確となり、その意味でミランダ・ルールはいつそう強化されたといえる。しかし他方で、先例拘束の原則からの離脱を否定する根拠として、ミランダ・ルールがアメリカ社会に根づいているという点を挙げてしまった

がために、ミランダ判決の判例としての存立基盤そのものの方を弱体化させてしまったという側面をも有しているといえはしないだろうか。

五 デイカーソン判決後の判例の展開

(一) ところで、デイカーソン判決がだされてから今日に至るまでの間に、ミランダ・ルールに関する判例はいくつかだされている。⁽⁸⁰⁾ それでも、身体拘束中の取調べは、合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）と相容れず、そのことのみで自白の証拠能力が否定されるとするミランダ判決とデイカーソン判決で示された法理は、一貫して維持されているといえる。以下では、デイカーソン判決以降にだされた連邦最高裁判例のうち、二〇〇四年にだされたアルブラッド判決とサイバート判決についてみてゆくこととする。⁽⁸¹⁾

(二) まず、アルブラッド判決についてみてゆく。先にも述べたように、ミランダ判決は、身体拘束中の取調べには合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）と相容れない強制が内在するとして、ミランダ・ルールを確立したものである。したがって、ミランダ・ルールが妥当するのは、当該取調べが身体拘束中の取調べに当たる場合においてということになる。もつとも、どのような場合が身体拘束中の取調べに当たるのかについては、ミランダ判決は、「身体拘束中の取調べとは、人が身体を拘束され、もしくはあらゆる重要な方法で行動の自由を奪われた後に、法執行官によって開始された質問のことをさす」(By custodial interrogation, we mean questioning initiated by law enforcement officers after a person has been taken into custody or otherwise deprived of his freedom of action in any significant way.)⁽⁸²⁾

とするのみである。そのため、どのような場合が身体拘束中の取調べに当たるのかについては、ミランダ判決の右の文言の解釈次第ということとなり、そのため、これまで、当該取調べが身体拘束中の取調べに当たるのか否かについては激しく争われてきた。⁽⁸⁵⁾ アルバード判決においては、まさに、この点が争われた。また、本件被疑者は年少者であったため、身体拘束中の取調べに当たるかどうかの判断において、このような点を考慮しうるのかについても争点となっている。⁽⁸⁶⁾

事案は、次の通りである。強盗殺人事件の捜査に当たっていた捜査官は、一七歳の少年である被上告人アルバードの自宅と母親の職場を訪れ、アルバードに尋ねたいことがある旨言付けをした。アルバードの両親は、尋問を受けさせるために、後日、シェリフの事務所 (Pico Rivera Sheriff's Station) にアルバードを連れて行き、取調べの間、ロビーで待っていた。アルバードは、両親は取調べへの立会いを強く主張したが拒否されたと主張している。取調べは、事務所の小さい取調室で、一二時三〇分頃から開始され、二時間ほど続けられた。その間の供述は録音されていた。アルバードはミランダ告知を与えられていなかった。アルバードは、強盗殺人事件について、当初は、否認していたが、結局、自白するにいたった。捜査官は、途中で二度、休憩するかどうかを尋ねたが、アルバードは、その必要はないと答えている。取調べ終了後、アルバードは両親とともに帰宅した。その後、起訴され州裁判所において謀殺罪などで有罪判決を受けたアルバードは、上記の取調べは、身体拘束中になされたものであり、ミランダ・ルールに違反するとして、連邦裁判所にヘイピアス・コーパスを求めた。これに対し、第九巡回区連邦控訴裁判所は、アルバードが若年であったこと、取調べを受けた経験がなかったことなどから、取調室から自由に退出することができたとは認められず取調べは身体拘束中のものであったとして、アルバードの求めを認めた。⁽⁸⁸⁾ そこで、州は連邦最高裁に上告受理の申し立てを行い、これが容れられてなされたのが本判決である。

連邦最高裁は、五対四という僅差で、原判断を破棄した。ケネディ裁判官による法廷意見（レンキスト首席裁判官、オコナー、スカリア、トーマス各裁判官同調）⁽⁸⁹⁾は、大要、次の通りである。すなわち、ミランダ・ルール適用の前提である身体拘束中であつたかどうかについての判断は、客観的に行われるべきである。連邦控訴裁判所は、被疑者の年齢や、刑事手続や取調べに不慣れであることを斟酌して自白の任意性を判断した判例に基づいているが、刑事手続に不慣れであるといった主観的な事情は、身体拘束中であつたかどうかの判断において考慮すべきでない。警察官が、ミランダ告知の要否を判断する上で、このような要素を考慮するのは困難である。なお、これには、オコナー裁判官による補足意見が付され、⁽⁹⁰⁾その中でオコナー裁判官は、被疑者の年齢を考慮しうる場合のありうることは認めてはいるが、本件では、そのような場合には当たらないとしている。

これに対しブライヤー裁判官による反対意見（ステイーブンス、スーター、ギンズバーグ各裁判官同調）⁽⁹¹⁾は、身体拘束中であつたかどうかの判断にあたつては、被疑者の年齢を考慮すべきであり、またそのような要素は客観的な要素でもあるとして、連邦控訴裁判所の判断を支持している。

本判決は、本件取調べがミランダ・ルール適用の前提となる身体拘束中の取調べに当たるか否かが、ヘイビアス・コーパス発付の可否という文脈の中で問題とされた事案であつて、ミランダ・ルールそれ自体の内容や、ミランダ・ルールに反して得られた自白の証拠能力が問題となつたものではない点で、これまでに取り上げてきた諸判例とは、やや事案を異にするものである。また、本件取調べは逮捕されてない被疑者に対する取調べであるが、アメリカにおいては、刑事手続のほとんどは被疑者の逮捕によつて開始されることになるため、⁽⁹²⁾本判決で問題とされたような事例は必ずしも多くはないものと解される。

それでは、逮捕されていない被疑者を取り調べる際にはミランダ告知を行う必要があるのか。この点、判例は、たと

え正式には逮捕されていない被疑者を取り調べる場合であっても、その状況によってはミランダ判決のいう身体拘束中の取調べに当たると評価される場合がありうるというのが判例の立場である。⁹³そこで、本件取調べがもし身体拘束中の取調べに当たると評価しうるものであるならば、アルバラドにはミランダ告知がなされる必要があったということになる。

本判決は、本件取調べは身体拘束中の取調べに当たらないとしているが、その理由は必ずしも明らかではない。この点、当該取調べが身体拘束中の取調べに当たるかどうかを判断してきた従来の判例をみると、判例において重視されてきたのは、正式な身体拘束がなされているかどうかという形式的な要素ではなく、むしろ捜査機関の支配下にあつたかどうか、すなわち実質的な行動の自由が確保されていたかどうかという点であるものと解される。⁹⁴

本判決の多数意見の中では、具体的にはつきりと示されているわけではないが、アルバラドはシェリフの事務所に両親に伴われて自ら出頭し、取調べ中も両親はロビーで待機していたこと、取調べ終了後両親に伴われて帰宅していることなどから、本件取調べにおいては、身体拘束中の密室での取調べというほどの圧迫が存在していなかったと判断されたということなのである。このような点に加えて、取調べの状況が終始録音されていたということも、圧迫を軽減する一つの要素として働いたのではなからうか。このようにみえくると、本判決によって、必ずしも、身体拘束中の取調べといえるかどうかの基準が緩められたものとはいえないし、またミランダ・ルール適用の範囲が狭められたともいい難いように思われる。

（三）続いて、サイバート判決についてみてゆく。サイバート判決では、ミランダ・ルールに違反して得られた第一次自白に引き続いてなされた第二次自白の証拠能力、すなわち反復自白の証拠能力が問題となった。

事案は、次の通りである。殺人の被疑事実で逮捕されたサイバートは、警察署へ引致された後、ミランダ告知を与え

られないまま、A警察官の取調べを受け、三〇分ないし四〇分後に自白をした。A警察官は、二〇分の休憩を挟んだ後、テープ・レコーダーのスイッチを入れ、サイバートにミランダ告知をし、権利放棄書への署名を得た。その後、A警察官は、サイバートの第一次自白を示して取調べを行い、再びサイバートの自白を得た（第二次自白）。サイバートは、第一級殺人で起訴された。⁽⁹⁵⁾ ミズーリ州最高裁は、エルスタッド判決（一九八五年）⁽⁹⁶⁾ の場合とは異なり、ミランダ告知が意図的になされなかったことを理由に、第二次自白の証拠能力を否定した。⁽⁹⁸⁾ これに対し、州は連邦最高裁に上告受理の申し立てを行い、それが容れられてなされたのが本判決である。

スーター裁判官による（ステイブンス、ギンズバーク、ブライヤー各裁判官同調）相対多数意見は、大要、次の通りである。すなわち、ミランダ判決が、ミランダ告知を要求したのは、自白強要の危険を減少させ自己負罪拒否特権を実効的に保障するためである。そこで、具体的な状況の下における、ミランダ告知の効果が問題となる。ミランダ告知は、それにより、被疑者が供述するかどうかの選択権をもたなければならぬ。しかし、ミランダ告知が取調べの途中でなされた場合には、被疑者は、自分の権利を理解できないおそれがある。また、取調べを、権利告知の前後で、別個のものと捉えるのは妥当でない。本件では、ミランダ・ルールに反した取調べが警察署で行われており、また、第一次自白の得られた取調べと第二次自白の得られた取調べとの連続性にてらすと、そのような状況下では、ミランダ告知前の取調べでした自白を繰り返すことを拒否するのが困難である。このようにみてくるとたとえ第二次自白が得られる前にミランダ告知がなされたとしても、その告知が効果を有していたとは認め難い。⁽⁹⁹⁾

なお、ブライヤー裁判官は、意図的に二段階取調べ法が用いられた場合に第二次自白の証拠能力が否定される（すなわち、いわゆる「善意の例外」⁽¹⁰⁰⁾ が適用される）、相対多数意見の判断方法も、実際には「毒樹の果実論」と同様の機能を持つとの同調補足意見を付している。また、ケネディ裁判官は、意図的に二段階取調べ法が用いられた場合には、

ミランダ違反の影響を治癒しうる措置が講じられなかった場合には、第二次自白の証拠能力は否定される。二段階の取調べ技術が意図的でない場合には、第二次自白は、エルスタッド判決と同様の方法によって判断されるとし、結論部分は複数意見に同調している。⁽¹⁰⁾

これに対し、オコナー裁判官による（レンキスト首席裁判官、スカリア、トーマス各裁判官同調）反対意見が付されている。⁽¹¹⁾ 反対意見は、要するに、「サイバートの第二次的自白は、ミランダ告知がなされたにもかかわらず不任意であるならば、排除されるべきである」というものであり、ミランダ・ルールに反して第一次自白が得られたとしても、その後、ミランダ告知がなされた上で得られた第二次自白の証拠能力は、第一次自白がミランダ・ルールに違反して得られたということとは分けて判断すべきというものである。

相対多数意見は、ミランダ告知がなされなかったことの有意性を問題とせず、ミランダ・ルールに反して得られた第一次自白に基づいて得られた第二次自白の証拠能力を否定すべき点について、ミランダ・ルール違反がその後の取調べに及ぼす影響を判示することで、具体的に説明しようとしているのに対し、ブライヤー裁判官とケネディ裁判官の意見は、ミランダ告知がなされなかったことの有意性を問題にし、むしろ、「毒樹の果实論」の観点を前面に打ち出して、第二次自白の証拠能力を判断しようとしている。とはいえ、いずれにしても、相対多数意見・同調補足意見および結論同調意見は、第二次自白が得られる前にミランダ告知がなされていることよりも、ミランダ告知がなされないまま、第一次自白が得られたことを重視して第二次自白の証拠能力を判断したものである。それに対し、反対意見は、第二次自白がなされる前にミランダ告知がなされている以上、ミランダ告知がなされないままに第一次自白が得られたということとは別個の観点から、第二次自白の任意性を判断すべきとしたものであり、第二次自白の証拠能力の判断はあくまでも第二次自白がなされる前に、ミランダ告知がなされていることを重視すべきという立場にたつものである。

このようにみえてくると、相対多数意見・結論同調意見と反対意見との間には、第二次自白の証拠能力を判断する上で、第一次自白がミランダ・ルールに反して得られたことを考慮に入れるかどうかに大きな違いはあるものの、身体拘束中の取調べで得られた自白について、ミランダ告知がなされなければ、その後得られた自白の証拠能力は否定される（つまり、第一次自白それ自体の証拠能力は否定される）という点については一致しているといえる。

第四節 ミランダ・ルールの課題

一 はじめに

(一) 前節までに述べたように、連邦最高裁は、ミランダ判決において、身体拘束中の取調べには強制が内在し、それが合衆国憲法第五修正と相容れないとし、画期的なミランダ・ルールを確立した。⁽¹⁰⁶⁾ もっとも、その後の連邦最高裁の判例においては、ミランダ・ルールが憲法上のものかどうかについて、ミランダ・ルールを「予防法則」とするタッカー判決⁽¹⁰⁷⁾（一九七四年）のような判例や、ミランダ・ルールの例外を認めるクォーリス判決⁽¹⁰⁸⁾（一九八四年）のような判例がだされるなどしたことにより、ミランダ・ルールの弱体化が懸念された一方で、エドワーズ判決⁽¹⁰⁹⁾（一九八一年）、ミニック判決⁽¹¹⁰⁾（一九九〇年）などミランダ・ルールをより強化したと思われる判例がだされるなど、連邦最高裁の判例は流動的な側面を有していた。しかし、ミランダ・ルールを弱体化したと目されてきた判例も、身体拘束中の取調べには強制が内在しそれと合衆国憲法第五修正とは相容れないという観点を必ずしも軽視するものではなく、その意味で、

ミランダ判決の根幹部分は一貫して維持されてきたといえよう。⁽¹¹⁾ そのような状況の中、デイカーソン判決が⁽¹²⁾ だされ、その中で、タッカー判決が⁽¹³⁾ だされて以来続いてきた、ミランダ・ルールが憲法上の法則なのかそれともミランダ・ルールは憲法上のものではなく、たんなる「予防法則」にすぎないのかについての争いに終止符が打たれることになった。デイカーソン判決は、ミランダ・ルールを明確に憲法上の法則であると判示し、ミランダ判決が⁽¹⁴⁾ だされた後に連邦議会によって制定された合衆国法典第一八編三五〇一条を違憲と断じたからである。

（二）ところで、先にも述べたように、デイカーソン判決が⁽¹⁵⁾ だされるまで、ミランダ・ルールの憲法上の地位については判例上必ずしも定かではなかったのであるが、ミランダ判決の根幹ともいうべき身体拘束中の取調べには合衆国憲法第五修正と相容れない強制が内在しているという観点は判例上維持され続けてきたといえる。また、身体拘束中の被疑者を取り調べるに当たっては、（イ）黙秘権のあること、（ロ）いかなる供述も自己に不利に用いられること、（ハ）取調べに弁護人を立ち会わせる権利のあること、（ニ）弁護人を選任する資力がなければ国選弁護人を付することができ⁽¹⁶⁾ ることの告知が必要であり、これに反して得られた供述は画一的に排除されることになんらの変更も加えられなかった。このようなミランダ・ルールに対しては、ミランダ判決が⁽¹⁷⁾ だされて以降、とりわけ取調べ実務の大きな障害になるとして厳しい批判が向けられてきたが、実際のところミランダ・ルールが取調べ実務に及ぼした影響は小さいという見解が学説においては支配的である。以下では、ミランダ判決が⁽¹⁸⁾ だされて以降の取調べ実務の実際と、ミランダ判決の取調べ実務に対して与えた影響について考察するとともに、ミランダ判決に内在する問題点と課題について明らかにしたい。

二 ミランダ判決以降の被疑者取調べの諸問題

(A) ミランダ判決は実務に影響を与えたか？

(一) ミランダ判決は、身体拘束中の密室での取調べに内在する強制に着目して、ミランダ・ルールを確立し、それに反して得られた自白を画一的に排除する旨判示した。そこで、ミランダ判決がだされた当初より、ミランダ判決の判示が、捜査実務にどのような影響を与えるのかについて重大な関心が向けられてきた。⁽¹⁴⁾ とりわけ、ミランダ判決によって、取調べ実務に大きな障害を与え、それによって自白の数が減少し、その結果、社会の安全が著しく害されることが強く懸念されたのである。⁽¹⁵⁾ このような懸念は、すでにミランダ判決のハーラン裁判官の反対意見(スチュアート裁判官、ホワイ特裁判官同調)に看取することができ、ハーラン裁判官は次のように指摘した。すなわち、「当裁判所がほとんど無視していることは、この新しい法則によって、長年にわたり完全に合理的に妥当と考えられてきた法執行の道具(an instrument of law enforcement that has long and quite reasonably been thought worth the price paid for it)を、完全に崩壊させることはないにしても、損なうということである。当裁判所の新しい法典によって自白の数が著しく減少するであろうことはほとんど疑うことができない。被疑者に黙秘しうることおよび自白が公判廷で不利に用いられること告知することは、大きな障害ではない。(しかし、)被疑者による明示的な権利放棄と、彼が異議を唱えれば取調べを中止することを要求することは、取調べの著しい障害となるに違いない。そして、被疑者に対する弁護人の提案なし提供は、取調べの終焉をもたらず」⁽¹⁶⁾、「本判決が、法執行においてどれほど有害になるのかは、ほとんど正確な予測はできない。……われわれは、いくつかの犯罪の中には自白なくして解決しえないものがあるということを承知しており、多くの専門家の証言は犯罪統制における自白の重要性を証言しているが、当裁判所は、新体制をこの国に押しつけることにより、社会の幸福に現実的な危険をもたらしうとしているのである。この新しい法則を危険な実験にすぎないというには、犯罪による社会的な負担は余りにも甚大である」⁽¹⁷⁾。そして、ハーラン裁判官と同様にミランダ判決が捜査

に与える影響を懸念する指摘は、学説においても繰り返しなされてきた。⁽¹¹⁸⁾

（二）ところが、このような懸念が指摘されてきた一方で、ミランダ判決は、実際には、ほとんど捜査の実務を変えなかったという指摘もなされている。⁽¹¹⁹⁾ このことを実証的に示す研究もある。ミランダ判決がだされてからほとんどなくして、ミランダ判決の取調べ実務に対する影響についての大規模な調査がいくつか行われたが、その調査結果は、ほぼ一致して、ミランダ判決の取調べ実務に対する影響は大きくなく、また、ミランダ・ルールは被疑者の権利保障にとって必ずしも十分なものとはいえないということを示唆するものである。たとえば、一九七三年にだされたウィット（James W. Wit）氏の研究によると、カリフォルニア都市部（California city）における取調べの「成功」率は二パーセント低下したにすぎないことが指摘されている。⁽¹²⁰⁾

このような状況は、近時の調査をみても、ほとんど変化していないといえる。たしかに、近時の研究においても、ミランダ判決が実務に害を与えたと主張するものはある。⁽¹²¹⁾ しかし、多くの調査では、ミランダ・ルールが必ずしも取調べ実務に影響を及ぼしていないことが示されている。たとえば、レオ（Richard A. Leo）准教授の研究によると、七八パーセントの被疑者が権利放棄している。⁽¹²²⁾ また、カッセル（Paul G. Cassell）教授とハイマン（Bret S. Hyman）氏の研究でも、八三・七パーセントもの被疑者が権利放棄していることが指摘されている。⁽¹²³⁾ これらの調査結果が示唆するのは、ミランダ判決が、被疑者に対して合衆国憲法第五修正に基づいて諸権利を保障したものの、実際にその権利行使する被疑者は必ずしも多くはなく、従来同様の密室での取調べが行われているということである。

それではなぜ、ミランダ判決は実務に対して十分な影響を及ぼすことができなかったのだろうか。まずこの点が問われなければならない。

(B) 密室での権利告知手続

(一) ミランダ判決が実務に対して十分な影響を及ぼすことができなかつた理由については、被疑者が自らの権利の意味や重要性を理解できていないこともあるが、それに加えて、たとえ理解できたとしても権利行使のできる状況にないことが挙げられている。⁽¹²⁷⁾ それではなぜ、被疑者は権利行使ができないのであろうか。この本質的な問題は、被疑者の権利行使の前提となる権利告知が、身体拘束中に密室でなされるという点にある。⁽¹²⁸⁾

ミランダ・ルールに対しては、「表面的には、ルールの違反即自白の排除という法理を認めたわけですが、実際には、それは、問題の焦点を、権利の放棄が任意になされたかどうかという点に移しただけでした。問題が、『自白の任意性』から『権利放棄の任意性』へと少し前の段階に移っただけのことであつたわけです」⁽¹²⁹⁾ という指摘がなされている。すなわち、ミランダ判決は、身体拘束中の取調べに内在する強制が、合衆国憲法第五修正と相容れないことを根拠に、ミランダ・ルールに反して得られた自白を不任意自白として画一的に排除することを判断したものであるが、その一方で、被疑者が権利を放棄して取調べを受けることを否定しておらず、しかも、被疑者の権利放棄手続を、身体拘束中に密室で行うことを許容している。その上、権利放棄の任意性の判断は、ミランダ判決が批判した、極めて不明確さを伴う、事情の総合説によってなされることになる。⁽¹³⁰⁾

しかし、そもそも、もし、身体拘束中の密室での取調べが内在的に強制的な色彩をもつために合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）と相容れず、そこで得られた自白の任意性を認めることができないうのであれば、同じく身体拘束中の密室でなされた被疑者の権利放棄の意思表示の任意性をはたして認めることができるのであろうか。

(二) ミランダ判決は、権利放棄が有効であるためには、当該権利放棄が、被疑者が「熟慮のうえで理性的に

(knowingly and intelligently)」なされたものでなければならぬことを要求している。そして、「熟慮のうえで理性的」⁽¹³³⁾とは、「まず、権利放棄は、脅迫や強制あるいは欺罔によるものではなく、自由かつ熟考による選択の産物であったという意味において任意のものでなければならぬ。また、その放棄は、放棄された権利の本質と放棄の判断の結果完全な認識によってなされたもの」⁽¹³⁴⁾であると解されている。しかし、ミランダ判決自身「たとえば、蜜行や拷問もしくは上述の具体的な戦略『自白を引き出すための取調べのテクニク―筆者注』が用いられないとしても、身体拘束中の取調べそれ自身が、個人の自由に対して重い制約を課し、また個人の弱さにつけいるのである」⁽¹³⁵⁾とまで評する身体拘束中の密室において、「熟慮のうえで理性的に」被疑者が権利放棄をするかしないかの判断をすることは、不可能とまではいえないにせよ、極めて困難なのではなからうか。

このようにみえてくると、身体拘束中の密室での取調べによって得られた自白の任意性を問題視しながら、身体拘束中に密室でなされた権利放棄の任意性の確保については、具体的な保護手段を講じることなく（すなわち、ミランダ・ルールのような法則を設けることなく）、従来の自白の任意性の判断基準であった事情の総合説によって判断することの矛盾が問われなければならない。⁽¹³⁶⁾

（Ｃ） ミランダ・ルールに反する取調べ

（一）ところで、ミランダ判決が、身体拘束中の取調べには強制が内在しており、それが合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）と相容れない点にあらわしてもう一つ重要なことは、ミランダ判決によって、はたして、それまで問題とされてきたような取調べ実務が改善されたのかどうか、とりわけ、ミランダ・ルールによって身体拘束中の取調べに内在する強制が払拭されたといえるのかどうかである。

この点を考える上で参考になる研究として、レオ准教授による参与観察に基づく研究がある。⁽¹³⁷⁾レオ准教授は、自らの参与観察が捜査官の振る舞いに重大な変化を及ぼしていないことを指摘しつつ次のように述べている。「ドアに耳を当てて、私が同席を認められなかった取調べの様子をうかがうと、取調べのつど、ミランダ告知は適切に与えられているし、いかなる脅迫や約束も行われていない。逆に、時々、取調室の中で、大声をあげたり、机を繰り返し強くたたいたり、強度に威圧的な質問をするといった、法令から逸脱した捜査官の振る舞いを目にした。そのような取調べの終了後、二人の捜査官のうちの一人は、私に、もし私が彼の振る舞いを署長 (Captain) に報告すれば怒られてしまうであろうと言った。……私は、現代の控訴裁判所の基準によれば明らかに『強制』である取調べをいくつか見た。それらの取調べのうちの一つは、主任刑事 (primary detective) が、被疑者が繰り返しミランダの黙秘権、弁護人依頼権の行使しようとするのを、無視した⁽¹³⁸⁾。ミランダ・ルールは、被疑者に対する権利告知の義務を捜査官に課し、被疑者が権利行使を表明した場合には、これに捜査官が応じることを当然の前提にしている。したがって、被疑者が権利行使の意思表示をしたにもかかわらず、これに捜査官が応じないというのは、ミランダ・ルールの根幹を揺るがす事態である。ここにも権利放棄の手続を密室で行うことの問題性があらわれているように思われる。

このように、捜査官側が、被疑者の権利行使を直接的に妨害するのみならず、取調べ実務においては、被疑者の黙示的な「権利放棄」によって取調べが開始されるケースも存在することが指摘されている。⁽¹³⁹⁾しかも、このような黙示的な権利放棄が有効な場合のあることを判例が認めていることが、いっそう問題を増幅させているのである。

(二) ところで、ひとたび権利放棄をしたとしても、被疑者はいつでもそれを翻して取調べを中止させることができるというのがミランダ判決の立場であるが、それが、まさにその通りに実効性のあるものであれば、粗暴な取調べなどなされないはずである。粗暴な取調べをして、被疑者に権利行使をされる事態にいたれば取調べを中止しなければなら

ないからである。それにもかかわらず、粗暴な取調べがなされる場合があるということを、レオ准教授の研究は示唆している。このことは、ひとたび権利放棄をしたならば、被疑者は、権利行使を容易には行いえないということを如実に物語っているのではなからうか。また、捜査官は、権利告知を行う際に、被疑者に対して権利放棄を勧める傾向があるという指摘もなされているが、⁽¹⁴⁾ そうであるとすれば、ひとたび権利放棄をした被疑者が権利を行使することはなおさら困難であらう。

この点とも密接に関連する問題として、拷問的な取調べの問題もある。ミランダ判決は、かつて行われたような拷問的な取調べ⁽¹⁵⁾ に対する一定の抑止にはなりうるものと思われるが、それは決して完全なものとはいえない。なぜなら、かなりの暴力的な取調べが、ミランダ判決がだされた後においてもなお行われる場合のあることが指摘されているからである。⁽¹⁶⁾

（D）虚偽自白

（一）以上にみた問題点と並ぶ深刻な問題として、虚偽自白の問題もある。⁽¹⁵⁾ 虚偽自白の問題については、かねてより指摘されてきたところである。⁽¹⁶⁾ もっともこのような指摘に対し、カッセル（Paul G. Cassell）教授は、警察の取調べによって虚偽自白が引きだされるケースは稀であると主張されている。⁽¹⁷⁾ しかし、一九九八年にだされたレオ准教授とオフシー（Richard J. Oshe）教授の研究においては、ミランダ判決がだされた以降の三四件の明白な虚偽自白の事例⁽¹⁸⁾ が紹介されている。また、二〇〇四年にだされたドリズィン（Steven A. Drizin）教授とレオ准教授の研究をみても、虚偽自白の問題は相当地に深刻な問題としてアメリカの刑事司法に横たわっているといわざるをえない。同研究によれば、DNA鑑定によって後に有罪判決が誤りであることが判明して釈放された一四〇名のうちの二五パーセントは、虚偽の

自白に基づいて有罪判決が言い渡されていたことが指摘されている。また、同研究が取り上げている一二五件の虚偽自白事例（従来の研究とは別に、新しく集めた虚偽自白事例である）は、一九七一年から二〇〇二年までの間に発生したものである。すなわち、一二五件の虚偽自白事例のすべてが、ミランダ判決以降に発生したものである。⁽⁵¹⁾

（二）ミランダ判決は、合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）の観点から、被疑者の供述の自由、すなわち自白の任意性の問題を取り扱った判例ではあるが、ミランダ判決がミランダ・ルールを確立するにいたる背後には、虚偽自白に対する問題認識も控えていたように思われる。この点、ミランダ判決から間もなくしてされたジョンソン判決（一九六六年）は、連邦最高裁は、『身体拘束中の取調べのあらゆる場合における信用性のない供述の可能性』に立ち向かうことにより、ミランダ判決は、『公判における信用性のない供述の使用』の防止に役立つ⁽⁵²⁾としている。ミランダ・ルールによって、被疑者の供述の自由が保障されているはずなのに、なぜ、虚偽自白の事例が相次いで発生しているのか。この事實は、まさに、ミランダ・ルールが、被疑者の供述の自由、自己負罪拒否特権（黙秘権）を保障するうえでは、必ずしも十分なものとはいえないということの何よりの証左なのではなからうか。⁽⁵³⁾

（E）ミランダ・ルールの課題

ミランダ判決は、ミランダ告知後の権利放棄の手続はもとより、ひとたび権利放棄がなされて取調べが開始された後の権利行使の手続についても、ともに身体拘束中の密室という状況下で行うことを許容している。しかし、以上に述べただけにてらしても、身体拘束中に密室において被疑者が権利行使をすることには相当の困難が伴うといわざるをえない。その上、権利放棄の任意性は、ミランダ判決のだされる以前の自白の任意性の判断基準であった事情の総合説によつて判断されることから、結局、権利放棄の任意性の有無は、被告人と捜査官との間の水かけ論的な争いに基づいて決

せられることにならざるをえず、そのような場合には概して捜査官側に有利に判断されやすいことも指摘されている。⁽¹⁵⁶⁾ さらに、暴力的な取調べや虚偽自白の問題も深刻である。

このようにみると、ミランダ判決による権利保障が、はたして合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）を保障するうえで十分なものといえるのかという疑問が生じてくる。たとえミランダ告知がなされたとしても、被疑者が権利行使を行うことが困難な状況に置かれているとすれば、ミランダ・ルールは絵に描いた餅となる。

ミランダ判決は、（イ）警察官が被疑者に対して十分かつ効果的な告知を行い、被疑者の権利を十分に尊重すること、（ロ）被疑者が告知された権利を理解し適切な権利行使を行うこと、⁽¹⁵⁷⁾（ハ）弁護人の存在は被疑者の自己負罪拒否特権（黙秘権）保障に資する、という三つの前提にたっているとされているが、先にもみたように、捜査官の側に、被疑者の権利を十分に保障する姿勢は必ずしも徹底されているわけではないことからすると、（イ）の前提が存在するのかは疑わしい。また、（ハ）が成り立つための必須の要素ともいえる（ロ）は、被疑者が実際に権利行使を行いうる環境を整えてこそはじめて成り立つものである。すなわち、被疑者に手厚い権利を保障するのと同時に、そのような権利を実質的に保障するための具体的な保護手段、すなわち権利放棄の手續や、権利放棄後になされる取調べの方法それ自体についても、何らかの制約が必要なのである。ところが、ホワイト（Welsh S. White）教授も指摘するように、「ミランダ判決は、権利放棄を引きだすための取調べ実務（interrogation practices designed to induce Miranda waivers）⁽¹⁵⁸⁾に対しても、また、権利放棄がなされた後の取調べ実務に対しても、実際上なんらの制約も加えていない」のである。そうであるならば、ミランダ・ルールによってもなお解決されないままに残されているこれらの問題点について、何らかの対応策を練る必要がある。そして、そのような対応を検討するに際して常に念頭に置かなければならないのは、ミランダ判決の示した、身体拘束中の密室での取調べには、自己負罪拒否特権（黙秘権）と相容れない強制が内在している、

という視点なのではなからうか。

三 学説における提言

先に述べたように、ミランダ判決には、なお解決を要すべき問題が残されている。すなわち、権利告知と権利放棄の
手続そして権利放棄後に再び権利行使をするためのすべての手続を身体拘束中の密室で行うことを容認している点にミ
ランダ判決の最大の問題点があるのである。⁽¹⁸⁸⁾ そのため、先にみてきたように、ミランダ・ルールは、被疑者の権利を
保護するためには必ずしも十分なものとはいえないことが、学説上、多くの論者によって指摘されてきた。ワイゼルバ
ーグ (Charles D. Weisselberg) 教授などは、「保護手段として、ミランダはほとんど死んでいる⁽¹⁸⁹⁾ (as a protective device,
Miranda is largely dead)」とまで述べられている。

しかし、もし、ミランダ・ルールがほとんど死んでしまっているとするとするならば、それを甦らせるための方策を考えて
ゆかなければならない。⁽¹⁹⁰⁾ この点、アメリカの学説においては、ミランダ判決の問題点を克服し、まさにミランダ・ル
ルを甦らせるためのいくつかの具体的な提言がなされてきた。いずれも、ミランダ判決の示した身体拘束中の取調べに
は自己負罪拒否特権 (黙秘権) とは相容れない強制が内在しているという点を、いつそう強調したものである。

以下では、学説における提言の中でも代表的なものといえる、(A) 弁護士との相談を経ない中で得られた自白
の排除を主張するオグレトリ (Charles J. Ogletree) 教授の見解、(B) 弁護人の自動的な選任を主張するアインスワ
ース (Janet E. Ainsworth) 教授の見解、(C) 弁護人の立会いのない中で得られた自白の全面的排除を主張するリンク

(Ann Elizabeth Link) 氏の見解、そして、(D) 身体拘束中の取調べに内在する強制的本質を身体拘束それ自体に内在する強制に求め、身体拘束中に得られた自白の全面的排除を主張する、I・M・ローゼンバーグ (Irene Merker Rosenberg) 教授と Y・L・ローゼンバーグ (Yale L. Rosenberg) 教授の見解について、それぞれみてゆくこととする。

(A) 弁護人との相談を経ない自白の全面的排除

(一) 弁護人との相談を経ない取調べによって得られた自白の全面的排除を主張するのがオグレトリイ教授である。⁽¹⁶⁾ オグレトリイ教授は、まず、「警察官は常に取調べに先立って被疑者に対しミランダ告知を行うが、この手続は、⁽¹⁶⁾ 黙秘権についても供述をした場合の結果のいずれについても被疑者が完全に理解することを実現することに成功していない」として、ミランダ判決が、被疑者は「任意に」、「十分に理解して」、「理性的に」権利放棄を行うであろうと期待したことに深刻な欠陥があるとされる。⁽¹⁶⁾ ミランダ判決により、被疑者に彼女の権利を助言する責任を警察が負うこととなったが、「警察官の目標は自白を得ることであり、それゆえ、彼らが被疑者に弁護人依頼権ないし黙秘権を十分に告知し、もしくはそれらの権利についての誤解を払拭するような見込みはない」と⁽¹⁶⁾とされるのである。そして、このような問題認識を前提に、以下のように述べ、具体的な提案をされる。

「ミランダ判決は『有罪の』被告人を過剰に保護している、という批判は幅広くなされてきた。実際、報道によれば、司法省は、連邦最高裁をミランダ判決の完全な破棄に駆り立てるのにふさわしい事例を探している。しかし、私の見解では、ミランダ・ルールは、その判決の根底にある第五修正の価値と適正手続の保護に十分には成功していない。私は、捜査当局が弁護人との相談を経ない身体拘束中の被疑者を取り調べることを禁止する画一的法則 (a per se rule prohibiting law enforcement authorities from interrogating a suspect in custody who has not consulted with an attorney)

を、司法上もしくは法制上導入することを提案したい。もし、弁護人との相談後に被疑者が供述を希望するのであれば、その供述は彼女に不利に用いてもよい。しかし、弁護人の援助を受けることなく得られたいかなる供述も証拠として許容され⁽¹⁶⁵⁾ない」。

「連邦最高裁は、第六修正の保障する弁護人依頼権は、弾劾的訴訟手続 (adversarial judicial proceedings) の開始された後にのみ適用されるものと一貫して解釈しているが、被疑者の第五修正の権利を保護することが最も必要とされるのは取調べ前および取調べ中であることは明らかである⁽¹⁶⁶⁾」。

「このような理解は、警察の取調べ実務を制約するとともにより頻繁な証拠排除をもたらすであろうが、ミランダ判決に関連する数え切れない問題に対しての解決策与える。まず第一に、警察官に対して、(被疑者に対しミランダの保護を告知することによる) 代理弁護士 (surrogate defense counsel) の役目と、(被疑者が負罪的供述を行うことを期待してミランダ権利を放棄する選択肢を告知することによる) 刑事としての役目の両方を果たすことを求めている現在の実務を解消するであろう⁽¹⁶⁷⁾」。「第二に、画一的法則は、被疑者が任意に権利放棄をしたのかどうかという問題と格闘する必要性から裁判所を解放するであろう⁽¹⁶⁸⁾」。「第三に、私の提案は、警察に対しては逮捕後の被疑者の取扱いについて、また、下級審裁判所に対しては多大な時間を要するミランダ問題の再審理を迅速に処理するための明確なガイダンスを提供するであろう⁽¹⁶⁹⁾」。

(二) ミランダ判決によって、被疑者には手厚い権利保障がなされることとなったが、その権利を行使する被疑者は必ずしも多くはないというのが実情である。その理由については、先にみたように、被疑者が自らに保障されている権利の意味や重要性を必ずしも十分に理解できないということなどもあるが、より本質的な問題は、権利告知と放棄の手続が身体拘束中の密室で行われるため、被疑者は権利行使を行うことが困難な状況に置かれているということである。

権利告知の手續に際して捜査官は権利放棄を勧める傾向があるということもあり、被疑者は、かりに自らに保障されている権利の意味や重要性について理解できていたとしても、実際に権利の行使ができるような状況には置かれていないということなのである。⁽¹⁷¹⁾ また、ミランダ判決は、権利告知を、捜査官に課しているが、そもそもこの点について、ミランダ判決を支持する論者と批判する論者との双方から、限界が指摘されている。⁽¹⁷²⁾

オグレトリ教授の提案によれば、このような権利告知の手續に関する問題は克服できる。しかし、ミランダ判決の重要な意義は、たとえ権利放棄をしたとしても、被疑者が求めれば直ちに取調べを中止したり、弁護人を立ち会わせなければならぬ点にもある。すなわち、権利告知の手續に加えて、権利放棄後の取調べについても具体的な規制を設ける必要があるが、これらについて明確に述べられていない点で、オグレトリ教授の見解には課題が残る。

（Ｂ）弁護人の自動的な選任

（一）逮捕された被疑者に対し、自動的な弁護人の選任を保障すべきと主張するのが、アインスワース教授である。⁽¹⁷³⁾ アインスワース教授の問題認識は、被疑者（特に女性）は明確な態度で権利行使をすることが困難であるという理解に基づくものであり、被疑者に弁護人依頼権の行使を求めるのではなく、被疑者には自動的に弁護人をつけるべきとして、次のように主張される。

「被疑者に彼女の権利の主張によつて警察官と対峙することを求める代わりに、取調べの開始前に、助言を得ることができるように、逮捕された被疑者に対して自動的に弁護人を提供すべきではなからうか。

これは、それほどラディカルな提案とは思われない。法は、被疑者が弁護人依頼権の行使をしなくても、被疑者の弁護人依頼権が帰属する（attaches）いくつかの場合をすでに認めている。それらの判例を身体拘束中の取調べに拡大す

ることは、たしかにミランダ判決からは大きく外れてしまう。しかし、ミランダ判決によって否定されているわけではない (but not one unwarranted one)。ミランダ判決は、黙秘権の告知のみでは被疑者の自己負罪拒否特権の保護には不十分であろうという理由で、合衆国憲法第五修正の弁護士依頼権を見出した。ミランダ判決が判示したように、身体拘束中の取調べに内在する強制は、『単に取調官から権利告知をされたにすぎない個人の意思を圧倒する方向にすばやく作用する (can operate very quickly to overbear the will of one merely made aware of his privilege by his interrogators)』。しかし、連邦最高裁は、強制に対するその識見を、その論理的帰結に及ぼさなかった。身体拘束中に、被疑者の黙秘権の自由な行使に対して働く同じ要因が、その状況における弁護士依頼権の自由な行使をも妨げるのである。……女性達が極端に、直接・明確な発言を避ける女性の言語使用域 (female register) を用いる理由は、女性が極端に無力で、より対立的と考えられる発話スタイルを受け入れる能力がないということである。同じ理由から、女性は、男性に比べて、他の明確な言動を受け入れにくいというのである。より一般的に、比較的力量の弱い人々、あるいは少なくとも自分自身で力が弱いと思っている人々は、積極的な態度で明確に彼らの憲法上の権利を行使しうるであろうか。(このような) フェミニズム論によって引き起こされた問いは、権利の明確な行使を要求するあらゆる形態の法理論が、警察での取調べの敵対的な雰囲気において不安感じている人々 (those who are uncomfortable asserting themselves) を不利な立場に追いやるであろうことを示している。弁護士依頼権の絶対的断言のための今日の教義上の優先傾向は (the current doctrinal preference for unqualified assertions of the right to counsel)、偏って、女性の会話言語使用領域を用いる人々の権利行使を弱める傾向にあるのと同時に、積極的な権利行使を求める政策は、一般的に独断的行動を見せる人々には有利に働き、そうでない人々には不利に働きがちであろう⁽¹⁴⁾」。

(二) 先にみたオグレトリ教授の見解は、被疑者個人の力のみでは権利行使は行いえないという問題認識の下、弁

護人との相談を経ない権利放棄の有効性を否定されたが、これは、権利告知の場において弁護人の援助があれば、被疑者が自己の権利について自律的に判断することが可能であるという認識が前提になっているものと解される。これに対し、アインスワース教授の見解は、このような前提にたっていない点に特色がある。パターンリズムの観点から、弁護人依頼権を放棄すること自体を否定されるのである。もともと、重要な点は、被疑者に弁護人が付されているかという点ではなく、被疑者が要求すればいつでも弁護人の援助を受けることができる環境をいかに確保するのかという点であるが、アインスワース教授の見解においては、この点について必ずしも明らかにされてない。

（Ｃ） 弁護人の立会いのない中で得られた自白の全面的排除

（一） オグレトリ教授とアインスワース教授の見解を一步進めて、弁護人の立会いのない中で得られた自白の全面的排除を提言されるのがリンク氏である。⁽¹⁷⁵⁾リンク氏は、次のように主張される。

「現行法における身体拘束中の取調べに対するいくつかの解決策が、長年にわたって提案されてきた。それらのうちのいくつかは、問題を真に捉えたものではなく、簡単な技術的解決策である。任意になされた自白を許容すると同時に、被疑者を強制的な圧迫から保護することが必要である。もうひとつの提案は、真に任意になされた自白の許容する一方で、より適切な保護を提供するために法的手続の再構築を試みるものである。そして、弁護人依頼権の放棄を否定する見解や、身体拘束中の自白の全面的に排除する見解のような、よりラディカルな解決策が提案されてきた。これらの提案は、ミランダ判決に続く雑然とした判例からの離脱という難問を解決するには不十分である。今日直面する身体拘束中の取調べの問題に対する本稿の提案する解決策は、弁護人の立会いのない中でなされた自白の画一的な排除である。⁽¹⁷⁶⁾……弁護人の立ち会う中でなされた自白のみを許容することで、ミランダ判決の目的がもつとも保護されるのである」。

このように述べた上で、弁護人の立会いのない中で得られた自白を全面的に排除することの利点について次のように説明された。「第一に、この法則は、警察官の被疑者に対する虐待や、行き過ぎた強制的な手段の使用を防止する。……第二に、この法則は、被疑者に対し彼の権利を適切に告知するという目的を満たすものである。……そして最後に、この法則は警察官や裁判所に対して、ミランダ判決が懸命に努めた明確で絶対的な指針を与えるものである」⁽¹⁷⁾。

(二) オグレトリ教授は、権利放棄の手續に弁護人が立ち会うことを要求された。アインスワース教授は、一步踏み込んで弁護人依頼権については権利放棄を認めずパターナリズムの見地から自動的な弁護人の選任の必要性を主張された。これに対し、リンク氏の見解は、さらに踏み込んで、身体拘束中の被疑者取調べには弁護人の立会いが不可欠であり、弁護人の立会いなくして得られた自白の全面的な排除を主張している点に重要な意義がある。先にもみたように、ミランダ判決以降の取調べ実務においても、被疑者の供述の自由を侵害するような取調べが行われているが、これは、ミランダ判決が、権利告知の手續や取調べ方法について具体的な規制を設けなかったことに起因している。リンク氏の見解は、取調べへの弁護人の立会いを不可欠のものとすることによって、ミランダ判決の保障を一層強固なものにする見解といえよう。

(D) 身体拘束中の自白の全面的排除

(二) そして、学説における提言の中でも、最もラディカルな見解といえるのが、I・M・ローゼンバーグ教授とY・L・ローゼンバーグ教授の見解である。⁽¹⁸⁾ ミランダ判決が身体拘束中の取調べに内在する強制を問題としたのに対し、I・M・ローゼンバーグ教授とY・L・ローゼンバーグ教授は身体拘束それ自体に内在する強制を問題にし、身体拘束中に得られた自白の画一的な排除を主張される。I・M・ローゼンバーグ教授とY・L・ローゼンバーグ教授は次のよ

うに主張される。

「任意性概念 (voluntariness concept) が、ブラウン判決 (Brown v. Mississippi, 297 U.S. 278 (1936)) で宣言された物理的蛮行 (physical brutality) の禁止と信用性に対する懸念 (concern with reliability) から、スパノ判決 (Spano v. New York, 360 U.S. 315 (1959)) で宣言された偽計 (deception) の禁止と警察の違法行為に対する懸念へと徐々に移り、発展していったように、強制の原理も同様に発展の影響を受けるものである。連邦最高裁は、この進化の過程において、ミランダ判決を、ブラウン判決に相当するものにしようと意図したのかもしれない。それゆえ、ミランダ判決は、強制の生じる基準として、取調べと身体拘束の結合を要求したのである。連邦最高裁が、ミランダ判決がその判示するところに忠実であることを可能にしたのであれば (had the Court permitted Miranda to be true to its teaching)、その後の判例法は、やがて、より精緻な強制の定義を生みだすとともに、その強制を払拭するより洗練された手段を生みだしたかもしれない。すなわち、権利告知の方式から、強制的と考えられるあらゆる状況においてなされた供述の全面的な排除への発展というように。それゆえ、連邦最高裁は、身体拘束か密室での取調べのいずれか一方で、強制の証明として十分であると考えたかもしれないし、また、個人に対し自己負罪を強制する他の状況にまでその考えを拡張したかもしれない」⁽¹⁹⁾。

「少なくとも今回では、我々はそこまで進むつもりはない。しかし、身体拘束中の被疑者が、真に任意のもしくは強制的でない自白を行うことはありえず、それゆえ、そうした者によってなされたいかなる供述も、それが警察官に対してなされたものであるかどうか、また、取調べによって得られたものであるかどうかを問わず、証拠として許容されるべきではないというのが我々の見解である (It is our view, however, that suspects who are in custody cannot make truly voluntary or noncompelled confessions and that, therefore, any statements made by them, whether to police agents, and

whether the product of interrogation, should be inadmissible in evidence)。我々は、何人も最終的にはある種の自由な選択能力を有していることを認識している。……たしかに、日常、実社会においては、自由な意志の行使においては、人間の条件として必然的につきまとう制約も存在している。すなわち、何人の判断も、無意識の欲望、時間的な制約、経済的な必要、費用便益分析といった要素によって影響されたものである。しかし、現実の意味において、身体拘束は質的に異なったものである。その状況は独特 (*sui generis*) である。被疑者は、権限、コントロール、尊厳を奪われ、また、概して、看守 (*jailers*) の気まぐれに支配されるのである。もし、特権の趣旨が、個人と訴追側との間のある種の対等な状態 (*a parity of sorts*) を作り出すことであるならば、警察署もしくはそれと機能的に同様のものに拘禁することとは、その態様にかかわらず (*gross or otherwise*)、対等な状態は存在しないということを経験しなければならぬ⁽⁸⁾」。

「ミランダ判決は、身体拘束中の取調べに内在する強制に焦点を当てたが、身体拘束それ自体が強制的なのである (Although Miranda focused on the inherent coerciveness of custodial interrogation, it is custody in and of itself that is coercive)。明らかに、警察の取調べは緊張を高めるが、そのような取調べがなされないとしても、身体拘束は人々から自由な選択を奪うのである。それゆえ、自由の欠如は、無条件に、ミランダ判決が説明したものよりも広範な予防法則を要求するのである (requires a broader prophylactic rule than that set forth in Miranda)。身体拘束の性質を考えると、被疑者に彼らの権利を助言することは、その抑圧的な効果を消去しそうにはなく、また、そのような状況における権利放棄は、現実的に、強制されたものでないこととみなすことはできない。さらに、取調べの必要条件について解釈した判例法は、取調べを起点に保護の線を引くことは特権の迂回を招くことを示唆している。被疑者を効果的に強制して表面上は自発的な言葉を引きだすものの取調べにはいたらない状況を作り上げる」と (*creating circumstances short of interrogation that nonetheless effectively compel a suspect to make ostensibly spontaneous utterances*) にて、警察

は明らかに巧みになつてきたのである」。⁽¹⁸¹⁾

(二) 先にみてきた提言が、いずれも身体拘束中の密室での取調べに内在する強制に着目し、その強制を払拭して取調べ中の自己負罪拒否特権（黙秘権）侵害を抑止するための方策、すなわち、身体拘束中に被疑者取調べが行われることを前提に、そのような取調べで得られた自白の証拠能力が認められるための条件を考察したものであるのに対し、I・M・ローゼンバーグ教授とY・L・ローゼンバーグ教授は、本質的な問題は、身体拘束中の取調べに内在する強制ではなく、身体拘束それ自体に内在する強制であることに着目した点に特色がある。身体拘束それ自体が被疑者に与える影響については、ミランダ判決がだされてから間もなくして、社会心理学者のドライバー（Edwin D. Driver）⁽¹⁸²⁾教授が身体拘束中の被疑者の心理を分析し、身体拘束中の被疑者を取り調べることにそれ自体に対して問題提起をされたが、I・M・ローゼンバーグ教授とY・L・ローゼンバーグ教授の主張もこれと同様の問題認識にたつものといえる。

第五節 小括

ミランダ判決は、身体拘束中の取調べに内在する強制に着目し、取調べに先立って、(イ) 黙秘権のあること、(ロ) いかなる供述も自己に不利に用いられうること、(ハ) 取調べに弁護人を立会わせる権利のあること、(ニ) 弁護人を選任する資力がなければ国選弁護人を付することができることの告知が必要であり、これに反して得られた自白は任意自白として画一的に排除する法則であるミランダ・ルールを確立した。したがって、被疑者がこれらの諸権利を放棄しない限り、被疑者が身体拘束中に密室で取調べを受けることはない。また、ひとたび権利を放棄して取調べを受ける

こととなったとしても、被疑者が求めればいつでも取調べは中止されることになる。すなわち、ミランダ判決は、従来捜査官の側が掌握していた取調べの主導権を、被疑者の側に転換したものである。またそうすることによって、はじめて合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）が保障されるということを示したものである。ところが、先にみてきたように、ミランダ・ルールに対しては、被疑者の権利を保障するには必ずしも十分なものはいえないという主張が根強くなされてきた。それは、ミランダ判決が、身体拘束中の取調べに内在する強制に着目してそれに対する保護手段は設けたが、被疑者の権利放棄を認め、とりわけその権利放棄の手續を身体拘束中に密室で行うことを許容した点に基づいたものであるといえる。たとえ被疑者に権利を手厚く保障したとしても、その権利の行使が実際にはきわめて困難であるとするならば、いかに手厚い権利の保障といえどもそれは絵に描いた餅となる。

先にみたいくつかの学説が提言するように、ミランダ・ルールの課題は、権利行使の実効性をいかに確保してゆくのかという点なのである。

（第二章・完）

- (1) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966).
- (2) *Omnibus Crime Control and Safe Street Act of 1968* (18 U.S.C. §3501). 本法はOscar Recent Statute, Title II of the *Omnibus Crime Control and Safe Street Act of 1968*, 82 Harvard L. Rev. 1392 (1969). 河上和雄「*Omnibus Crime Control and Safe Street Act*」[1968-2] アメリカ法（一九六九年）二八八頁。Adam C. Breckenridge, *Congress Against the Court* (University of Nebraska Press, 1970). 佐藤文哉「刑事司法に関する米連邦最高裁判例の動向—ウォーレン・コートからバーガー・コートへ（一）」『判例タイムズ』二七一号（一九七二年）三四頁。Otis H. Stephens, Jr., *The Supreme Court and Confessions*

- of Guilt (University of Tennessee Press, 1973) 139, 163; Joseph D. Grano, Confessions, Truth, and the Law (The University of Michigan Press, 1996) 202; Michael Edmund O'Neill, Undoing Miranda, 2000 BYU L. Rev. 185; Yale Kamisar, *Can (Did) Congress "Overrule" Miranda?*, 85 Cornell L. Rev. 883 (2000), at 887 等参照。
- (3) 事情の総合説の内容については、本稿第一章第三節三(拙稿「自白排除法則の研究(一)」『北大法学論集』五九卷三号 [二〇〇八年]二〇五頁以下) 参照。
- (4) Yale Kamisar, *From Miranda to § 3501 to Dickerson to...*, 99 Michigan L. Rev. 880 (2001), at 880.
- (5) Escobedo v. Illinois, 378 U.S. 478 (1964).
- (6) Kamisar, *supra* note 2, at 885.
- (7) Massiah v. United States, 377 U.S. 201 (1964).
- (8) McNabb v. United States, 318 U.S. 322 (1943).
- (9) Upshaw v. United States, 335 U.S. 410 (1948).
- (10) Mallory v. United States, 354 U.S. 449 (1957).
- (11) *E.g.*, Gallegos v. Nebraska, 342 U.S. 55 (1951); Stein v. New York, 346 U.S. 156 (1953).
- (12) *Cf.* Marbury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803), なお、田中和夫『英米法概説[再訂版]』(有斐閣、一九八一年) 一九九頁以下、伊藤正己『木下毅『アメリカ法入門[第四版]』(日本評論社、二〇〇八年) 一三二頁以下、松井茂記『アメリカ憲法入門[第六版]』(有斐閣、二〇〇八年) 八一頁以下等参照。
- (13) なお、違法収集自白の排除法則の一類型として、不合理な搜索、押収、抑留等を禁じた合衆国憲法第四修正に基づく違法収集証拠排除法則を自白に適用する結果、自白の証拠能力が否定される場合があるが (Wong Sun v. United States, 371 U.S. 471 (1963)) (本稿第一章第二節一「拙稿・前掲注(3) 論文二二二頁以下」参照)、これに対する合衆国法典一八編三五〇一条の立場は必ずしも明らかではない。
- (14) *E.g.*, *cf.* Recent Statute, *supra* note 2.
- (15) *Miranda*, 384 U.S. at 444.
- (16) *Id.*

- (17) *Id.* at 467.
- (18) *Id.* at 476.
- (19) *Id.* at 478-479.
- (20) 小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』（成文堂、一九九五年）一二六頁。
- (21) ミランダ判決の憲法上の地位について検討を加えた研究として、Henry P. Monaghan, *Foreword: Constitutional Common Law*, 89 *Harvard L. Rev.* 1 (1975) 等参照。
- (22) *Michigan v. Tucker*, 417 U.S. 433 (1974).
- (23) *Id.* at 444.
- (24) *Id.* at 446.
- (25) *New Jersey v. Portash*, 440 U.S. 450 (1979).
- (26) *Id.* at 459.
- (27) Grano, *supra* note 2, at 175.
- (28) *New York v. Quarles*, 467 U.S. 649 (1984).
- (29) *Id.* at 654.
- (30) *Connecticut v. Barrett*, 479 U.S. 564 (1987).
- (31) *Id.* at 527-528.
- (32) Fred E. Inbau & James P. Manak, *Miranda v. Arizona—Is It Worth the Cost?*, 24 *California Western L. Rev.* 185 (1988), at 190-196.
- (33) Stephen J. Markman, *The Fifth Amendment at Justice: A Response to "Reconsidering Miranda"*, 54 *University of Chicago L. Rev.* 938 (1987), at 938-939.
- (34) Joseph D. Grano, *Prophylactic Rules in Criminal Procedure: A Question of Article 3 Legitimacy*, 80 *Northwestern University L. Rev.* 100 (1985), at 123-124.
- (35) *E.g., cf.* Paul G. Cassell, *The Statute That Time Forgot: 18 U.S.C. §3501 and the Overhauling of Miranda*, 85 *Iowa L. Rev.*

- 175 (1999), at 197-219.
- (36) 合衆国法典一八編三五〇一条が実務において定着しなかった理由につき、田中利彦弁護士は次のように指摘される。「ミランダ・ルールの実務への影響については諸説があるが、三五〇一条の制定にもかかわらずミランダ・ルールが実務に定着してきたという事実は、それが実務にとって不可欠な明確な基準を提供しているということ以上に、大多数の事件においてミランダが被疑者からの自白獲得の障害とはなっていないという実情が存するからではないかと思われる」(田中利彦「ミランダ判決の再確認」藤倉皓一郎・小杉丈夫編『衆議のかたち アメリカ連邦最高裁判所判例研究(一九九三～二〇〇五)』[東京大学出版会、二〇〇七年]一四五頁)。
- (37) American Bar Association, Criminal Justice in Crisis (1988); Alfred Garcia, *Is Miranda dead, was it overruled, or it is irrelevant?*, 10 St. Thomas L. Rev. 461 (1998); George C. Thomas III, *The End of the road for Miranda v. Arizona? On the History and Future of Rules for Police Interrogation*, 37 American L. Rev. 1 (2000).
- (38) Charles D. Weisselberg, *In the Stationhouse after Dickerson*, 99 Michigan L. Rev. 1121 (2001), at 1131.
- (39) もっとも、スカリア裁判官は、一九九四年にだされたデイヴィス判決において、「一八編三五〇一条は、身体拘束中に取調べを受けている個人と法執行の効果との間の適切なバランスについての人民の評価を反映している裁判所に向けられた法規である」旨述べた上で、同条の積極的な活用を主張するとともに、黙秘権の不告知や被疑者の裁判所への引致の遅滞は、自白の証拠能力を判断するうえでの一事情にすぎないとする、同調補足意見を付している (Davis v. United States, 512 U.S. 452 (1994), at 462-465 (Scalia, J., concurring))。君塚・シュリー三〇三
- (40) Dickerson v. United States, 530 U.S. 428 (2000). 本判決の研究として、松尾浩也「Dickerson v. United States—“ランダム判決の帰趨”」『現代刑事法』一三三号 (二〇〇〇年) 一頁 (United States v. Dickerson, 166 F.3d 667 (1999) にて、浅香吉幹他「座談会 合衆国最高裁判所一九九〇～二〇〇〇開廷期重要判例概観」[二〇〇〇～二]アメリカ法(二〇〇〇年)一三五頁、小早川義則「ミランダの意義と限界」『名城法学』五〇巻別冊(二〇〇〇年)一六五頁、小早川義則「米連邦最高裁ミランダを再確認—Dickerson v. United States」『現代刑事法』一八号(二〇〇〇年)六三頁、鈴木義男他「座談会 ミランダの射程—ディカソンの意義と日本法への示唆—」『現代刑事法』二二二号(二〇〇一年)四頁、田中・前掲注(36)論文一三五頁、「特集 ミランダとディカソン」『英米法学』四〇号(二〇〇一年)九〇頁等参照。また、山本龍

彦「違憲審査理論と権利論 権利・救済関係の再検討を通じて」大沢秀介・小山剛編著『東アジアにおけるアメリカ憲法
憲法裁判の影響を中心に』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）四一七頁以下も参照。

- (41) United States v. Dickerson, 166 F.3d 667 (4th Cir. 1999), at 673-674.
- (42) *Dickerson*, 530 U.S. at 432.
- (43) *Id.*
- (44) *Id.* at 431-432.
- (45) *Id.* at 432.
- (46) *Id.* at 432-435.
- (47) *Id.* at 435.
- (48) *Id.* at 437.
- (49) *Id.* at 437-438.
- (50) *Id.* at 438.
- (51) *Id.* at 439-440.
- (52) *Id.* at 440 n. 5.
- (53) *Id.* at 440.
- (54) *Id.* at 441.
- (55) *Id.* at 441.
- (56) *Id.* at 443-444.
- (57) *Id.* at 444.
- (58) 浅香他・前掲注(40) 論文二六八頁〔酒巻匡発言〕、小早川・前掲注(40)「ミランダの意義と限界」二〇五頁。
- (59) なお、小早川・前掲注(40)「ミランダの意義と限界」二〇六頁参照。
- (60) *Hopt v. Utah*, 110 U.S. 574 (1884).
- (61) *Brown v. Mississippi*, 297 U.S. 278 (1936).

- (62) もっとも、カッセル教授は、「伝統的な法則は憲法に違反する捜索の『果実』は排除している」が、「なぜ、ミランダ・ルールに反して得られた『果実』を被告人に不利に用いることができるのか?」として、これまでの(ミランダ・ルールの例外を認めてきた)判例の蓄積にたづなひつけてディカーソン判決は不合理性であると批判されている。Cf. Paul G. Cassell, *The Piths Not Taken: The Supreme Court's Failures in Dickerson*, 99 Michigan L. Rev. 898 (2001), at 901.
- (63) *Dickerson*, 530 U.S. at 443.
- (64) Patrick E. Sovereign, Note, *United States v. Dickerson: Will It Be The Proverbial Straw That Breaks Miranda's Back?*, 36 California Western L. Rev. 195 (1999), at 195.
- (65) Jerold H. Israel, *Criminal Procedure, The Burger Court, and Legacy of the Warren Court*, 75 Michigan L. Rev. 1320 (1977), at 1383-1384.
- (66) Cf. Richard A. Leo & George C. Thomas III (eds.), *The Miranda Debate: Law, Justice, and Policing* (Northeastern University Press, 1998) iv.
- (67) 橋本康弘「アメリカにおける市民への『黙秘権』教育」『季刊刑事弁護』三八号(二〇〇四年)五四頁参照。なお、ミランダ判決についての一般向け(子供も対象に含む)の解説書も数多く出版されており、容易に入手をすることが可能である。
- (68) かねてより指摘されてきたように、もともと検察官の間では、ミランダ・ルールが圧倒的に支持されていた(E.g., cf. Jhon Gruhl & Cassia Spohn, *The Supreme Court's post-Miranda Rulings: Impact of Local Prosecutors*, 3 Law and Policy Quarterly 29 (1981); Richard A. Leo, *Police Interrogation and American Justice* (Harvard University Press, 2008) 282) だが、『法律の内部には』ミランダ判決に対する根強い批判が存在しつつあった(E.g., cf. Stephen J. Markman, *The Fifth Amendment and Custodial Questioning: A Response to "Reconsidering Miranda"*, 54 University of Chicago L. Rev. 938 (1987))。
- (69) このような経過を経たため、ミランダ・ルールに対する強力な反対論者であるカッセル教授が、ミカス・キョリー(amicus curiae)として意見を述べられた(Cf. *Dickerson*, 530 U.S. at 441 note 7)。
- (70) Cf. Yale Kamisar, *Miranda after Dickerson: The Future of Confession Law: Forward: From Miranda to 3501 to Dickerson to...*, 99 Michigan L. Rev. 879 (2001), at 890.

(71) なお、レンキスト首席裁判官が法廷意見を執筆した理由については、彼が法廷意見を執筆すること、連邦議会に対する連邦最高裁の権限 (power) を維持することを目指したのではないか、という指摘もなされている (Cf. Craig Bradley, *Criminal Procedure: Recent Cases Analyzed* (Thomson/West, 2007) 100)。また、合衆国法典一八編三五〇一条の制定は連邦最高裁に対する攻撃 (slap) であり、それに連邦最高裁が応じたのがディカーソン判決であるという指摘もある (Susan R. Klein, *Identifying and (Re)Formulating Prophylactic Rules, Safe Harbors, and Incidental Right in Constitutional Procedure*, 99 Michigan L. Rev. 1030 (2001), at 1057)。

別の見方として、ミランダ・ルールはすでに弱体化しており、「レンキスト・コートが突き詰めればミランダ判決を変更する必要がないとみたとしても何ら不思議ではなさ (it comes as no surprise that the Rehnquist Court ultimately saw no need to overrule *Miranda*)」と、指摘もある (Stephen F. Smith, *Activism as Restraint: Lessons from Criminal Procedure*, 80 Texas L. Rev. 1056 (2002), at 1110)。なお、先にみたように、ディカーソン判決の中でも「なれまじに」なされた判例によるミランダ判決の実務に対する衝撃が軽減されたことが言及されている (Dickerson, 530 U.S. at 443-444)。

(72) *Dickerson*, 530 U.S. at 443.

(73) *Id.*

(74) 田宮裕博士は、「デュー・プロセスは法の功利性を前提にした考え方ですから、社会の治安状況と一種の相対関係にあることは認めざるをえない」と述べられた (「特集 刑事手続の改革 刑事訴訟法四〇周年をふまえて」『法律時報』六一卷一〇号「一九八九年」六頁)。

(75) たとえば、河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス 治安の法社会学』(岩波書店、二〇〇四年) 一一〇頁以下参照。

(76) なお、日本においては、日本人の国民性を根拠に、被疑者の人権を極めて制限した糾問的な捜査を正当化する見解も見受けられるが (たとえば、青柳文雄『日本刑事訴訟法論—国民性の視角から』『立花書房』一九七〇年) 八二頁等)、このような見解にたつならば、厳しい取調べを要求する世論の動向は国民性をあらわすものとして、被疑者の人権制約を正当化する根拠ということになろう。しかし、国民性や世論といった事情に人権保障は左右されるべきではない。川崎英明教授や小田中聰樹教授は、国民性を根拠に被疑者の人権を制約することに対して強い警鐘を鳴らされる (川崎英明「違法取調べの抑制方法」井戸田侃編集代表『総合研究「被疑者取調べ」』[日本評論社、一九九一年] 九七頁、小田中聰樹「現代司

法と刑事訴訟の改革課題』[日本評論社、一九九五年]三三四頁等参照)。

- (77) たとえば、兼子一博士は、「民主主義が盲目的に我意を通すならば、自らその培養地を枯渇させ、營養失調を招く愚を犯すものであり、しかも兄弟互に争うときは、衆愚政治となり、共同の外敵である専制政治、独裁制の侮を受ける危険のあることを知るべきである。そこで、冷静で理智的な民主主義は、或範圍の自由主義を必然に容認しなければならない。即ち合理的な個人主義の立場に立つた、社会契約的性格を有する民主国家の原始憲法に於ては、譲歩することのできない個人の固有の権利自由の留保を宣言し、これを尊重する限りに於て、多数意思の支配を容認することを定める。ここに、民主法治国家というべき体制が成立する」(兼子一『憲法普及会編』『新憲法と司法』[国立書院、一九四八年]二〇頁以下)とされた。

また、樋口陽一教授は、「人權を論ずるときに、『社会通念』や多数者の関心事であるかどうかを判定基準にしてよい。『conventional morality』と衝突する『critical morality』に保護をあたえるべき」とは、場合によっては司法権の本来の役目にならないのか。」とされる(樋口陽一『四訂憲法入門』[勁草書房、二〇〇八年]六二頁)。

なお、平川宗信「大野補足意見と死刑廃止論」『法学教室』一六〇号(一九九四年)一一七頁、団藤重光「死刑廃止論」[第六版] (有斐閣、二〇〇〇年) 一五五頁や、大沼保昭「社会における法の意義と害悪——国際法の認識と実践を通して考える」『法律時報』八一巻四号(二〇〇九年)七八頁なども参照。

- (78) *Miranda*, 384 U.S. at 458.

- (79) *Id.* at 457-458.

- (80) ディカーソン判決以降にだされたミランダ・ルールに関する一連の連邦最高裁判例についての(ただし、アルバラド判決を除く)研究として、田中優企「Dickerson 判決後のミランダ法理をめぐる動向」『大学院研究年報法学研究科篇』[中央大学]二六号(二〇〇六年)二二五頁がある。

- (81) *Yarborough v. Alvarado*, 541 U.S. 652 (2004). 本判決の研究として、浅香吉幹他「座談会：合衆国最高裁判所二〇〇三—二〇〇四開廷期重要判例概観」[二〇〇四—二]アメリカ法(二〇〇五年)一二三頁、田中利彦他「アメリカ合衆国最高裁判所二〇〇三年一〇月開廷期刑事関係判例概観(上)」『比較法学』[早稲田大学]四〇巻一号(二〇〇六年)一七三頁〔小川佳樹執筆〕等参照。

- (82) *Missouri v. Seibert*, 542 U.S. 600 (2004). 本判決の研究として、洲見光男「いわゆる反復自白の許容性判断方法」『法学新報』[中央大学] 一一二巻一―二号(二〇〇五年)二七五頁、洲見光男「ミランダ違反自白と派生証拠の許容性」『法律論叢』[明治大学] 七八巻一号(二〇〇五年)一九一頁、洲見光男「ミランダ違反自白とその派生証拠の許容性」『比較法学』[早稲田大学] 三八巻三号(二〇〇五年)一九一頁、柳川重規「*Missouri v. Seibert*, 124 S.Ct. 2601 (2004)」『比較法雑誌』[中央大学] 三九巻二号(二〇〇五年)三五九頁、柳川重規「ミランダ違反と派生証拠の排除」『法学新報』[中央大学] 一一二巻一―二号(二〇〇五年)三〇三頁等参照。
- (83) *Miranda*, 384 U.S. at 444.
- (84) 小早川・前掲注(20) 書一四六頁。
- (85) *E.g.*, cf. Joseph D. Grano, *Confessions, Truth, and the Law* (Michigan University Press, 1993) 207.
- (86) 浅香他・前掲注(81) 論文二五六頁〔酒巻匡発言〕参照。
- (87) *Alvarado v. Hickman*, 316 F.3d 841 (9th Cir. 2002).
- (88) *Cf. Alvarado*, 541 U.S. at 655-660.
- (89) *Id.* at 654-669.
- (90) *Id.* at 669 (O'Connor, J., concurring).
- (91) *Id.* at 669-676 (Breyer, J., dissenting).
- (92) 浅香他・前掲注(81) 論文二五六頁〔酒巻発言〕参照。なお、アメリカにおける逮捕の運用の実際を端的に示す例として、子供をサッカーの試合に送迎中の主婦が、シートベルトの不着用を理由に逮捕されたことに違法はないとした³、*Atwater v. Lago Vista*, 532 U.S. 316 (2001) 参照(本判決につき、さしあたり、浅香吉幹「座談会：合衆国最高裁判所二〇〇一―二〇〇一開廷期重要判例概観」アメリカ法[二〇〇一―二]三九三頁以下参照)。
- (93) 判例の状況については、小早川・前掲注(20) 書一四六頁に詳しい。
- (94) *Cf. Mathis v. United States*, 391 U.S. 1 (1968) at 4-5; *Orozco v. Texas*, 394 U.S. 324 (1969) at 326-327; *Beckwith v. United States*, 425 U.S. 341 (1976), at 347; *Oregon v. Mathiason*, 429 U.S. 492 (1977), at 494-495; *Innis*, 446 U.S. at 298-299.

- (95) *Seibert*, 542 U.S. at 604-605.
- (96) *State v. Seibert*, 93 S.W.3d 714 (Mo.banc 2002).
- (97) *Oregon v. Elstad*, 470 U.S. 298 (1985). エルスタッド判決は、被上告人エルスタッドを逮捕するために彼の自宅に赴いた警察官が、自分はエルスタッドが事件に関与しているものと考えていると伝えたところ、エルスタッドは犯行現場にいたことを認めた(第一次自白)。その後、エルスタッドは警察に連行されて取調べを受け、そこで初めてミランダ告知が与えられたが、権利放棄をして自白をした(第二次自白)という事案につき、合衆国憲法第五修正は、ミランダ告知と有効な権利放棄の後になされた自白の排除を要求していないなどとして、第二次自白の証拠能力を認めたものである。なお、本判決の研究として、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第三巻』(成文堂、一九八九年) 九〇頁〔信太秀一執筆〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅰ』(中央大学出版部、一九八九年) 九九頁〔中野目善則執筆〕参照。
- (98) *Seibert*, 542 U.S. at 606.
- (99) *Id.* at 603-617.
- (100) *Id.* at 617-618 (Breyer, J., concurring).
- (101) 「まず質問し、その後ミランダ告知をし、それからさらに、『前になされた供述と同じ内容の供述が得られるまで』質問を繰り返す」(A警察官) 取調べ方法のことをいう (*Id.* at 606)。
- (102) *Id.* at 618-622 (Kennedy, J., concurring in the judgment).
- (103) *Id.* at 622-629 (O'Connor, J., dissenting).
- (104) *Id.* at 628.
- (105) その意味で、相対多数意見と結論同調意見は、ミランダ・ルールの違法排除説的な(すなわち、合衆国憲法第五修正違反を根拠に画一的に自白が排除されるという)側面を強調したものといえよう。とりわけ、「毒樹の果実論」について言及するブライヤー裁判官の同調補足意見とケネディ裁判官の結論同調意見からは、そのことが鮮明に浮かび上がってくる。
- (106) *Miranda*, 384 U.S. 436.
- (107) *Tucker*, 417 U.S. 433.
- (108) *Quarles*, 467 U.S. 649.

- (109) Edwards v. Arizona, 451 U.S. 477 (1981).
- (110) Minnick v. Mississippi, 498 U.S. 146 (1990).
- (111) 詳細については、本稿第二章第二節一（拙稿「自白排除法則の研究（三）」『北大法学論集』五九卷五号「二〇〇九年」八四頁以下）参照。
- (112) *Dickerson*, 530 U.S. 428.
- (113) ただし、ハリス判決やハス判決のように、ミランダ・ルールに違反して得られた供述であっても、被告人の法廷での証言を弾劾する目的であれば使用できるとする例外を設ける判例もだされている（本稿第二章第二節一「拙稿・前掲注（Ⅲ）論文八四頁以下」参照）。
- (114) ミランダ判決が実務に対してどのような影響をもたらしたのかについて、包括的に整理・分析した最近の研究として、Richard A. Leo, *Police Interrogation and American Justice* (Harvard University Press, 2008) 280 参照。
- (115) *E.g.*, cf. B. J. George, Jr., *Interrogation of Criminal Defendants—Some Views on Miranda v. Arizona*, 35 *Fordham L. Rev.* 193 (1966).
- (116) *Miranda*, 384 U.S. at 516-517 (Harlan, J., dissenting).
- (117) *Id.* at 517.
- (118) *E.g.*, cf. Gerald M. Caplan, *Questioning Miranda*, 38 *Vanderbilt L. Rev.* 1417 (1985); Stephen J. Markman, *The Fifth Amendment at Justice: A Reply*, 54 *University of Chicago L. Rev.* 950 (1987); Stephen J. Markman, *Miranda v. Arizona: A Historical Perspective*, 24 *American Criminal Law Rev.* 193 (1987); Fred E. Inbau & James P. Manak, *Miranda v. Arizona—Is It Worth the Cost?*, 24 *California Western L. Rev.* 185 (1988); Stephen J. Markman & Paul Marcus, *Miranda Decision Revisited: Did it Give Criminal Too Many Rights?*, 57 *UMKC L. Rev.* 15 (1988); Stephen J. Markman, *The Fifth Amendment and Custodial Questioning: A Response to “Reconsidering Miranda”*, 54 *University of Chicago L. Rev.* 938 (1987), at 948. 54 議論の詳細については、小早川・前掲注（20）書一六八頁以下も参照。
- (119) 松尾浩也「刑事手続とシステム思考」石原一彦他編『現代刑罰法大系（五）』（日本評論社、一九八三年）一一頁参照。
E.g., Cf. Welsh S. White, *Defending Miranda: A Reply to Professor Caplan*, 39 *Vanderbilt L. Rev.* 1 (1986), at 20.

- (120) 詳細については、多田辰也『被疑者取調べとその適正化』(成文堂、一九九九年)二六二頁参照。
- (121) ミランダ判決がだられたところの自白率が約二〇パーセント低下したことを指摘する研究や (Richard Seeburger & R. Stanton Wetlick Jr., *Miranda in Pittsburgh—A Statistic Study*, 29 University of Pittsburgh L. Rev. 1 (1967))、フーバー・ルフィアにおおつて、ミランダ判決の前後で、自白率が九〇パーセントから四〇パーセントに下降したことを指摘する研究がある (Markman & Marcus, *supra* note 118, at 18)。
- (122) James W. Witt, *Non-coercive Interrogation and the Administration of Criminal Justice: The Impact of Miranda on Police Effectivity*, 64 The Journal of Criminal Law and Criminology 320 (1973), at 325.
- (123) *E.g.*, cf. Paul G. Cassell & Richard Fowles, *Handcuffing the Cops? A Thirty-Year Perspective on Miranda's Harmful Effects on Law Enforcement*, 50 Stanford L. Rev. 1055 (1998).
- (124) Richard A. Leo, *Inside the Interrogation Room*, 86 The Journal of Criminal Law & Criminology 266 (1996), at 276; Richard A. Leo, *The Impact of Miranda Revisited*, 86 The Journal of Criminal Law and Criminology (2008), at 621.
- (125) Paul G. Cassell & Bret S. Hymann, *Police Interrogation in the 1990's: An Empirical Study of Miranda*, 43 UCLA L. Rev. 839 (1996), at 859.
- (126) Richard J. Medale, Leonard Zeitz & Paul Alexander, Custodial police Interrogation in Our Nation's Capital: The Attempt to Implement Miranda, 66 Michigan L. Rev. 1347 (1968) at 1372-1376.
- (127) Project, *Interrogations in New Haven: The Impact of Miranda*, 76 Yale L. J. 1519 (1967), at 1578.
- (128) 多田・前掲注 (120) 書二六三頁も参照。
- (129) 同右。
- (130) ローク・M・リード他『アメリカの刑事手続』(有斐閣、一九八九年)六一頁(ローク・M・リード発言)。
- (131) 上のような指摘は、ミランダ判決がだれてから間もなくして、なされてきた。 *E.g.*, cf. Note, *The Supreme Court, 1965 Term*, 80 Harvard L. Rev. 91 (1966), at 205; Kuhl, *Interrogation of Criminal Defendants—Some Views on Miranda v. Arizona*, 35 Fordham L. Rev. 233 (1966), at 236.
- (132) *Cf.* Welsh S. White, *Defending Miranda: A Reply to professor Caplan*, 39 Vanderbilt L. Rev. 1 (1986), at 9-10; Fare v.

Michael C., 442 U.S. 707 (1979). なお、田中・前掲注(36)論文一四五頁も参照。

(131) *Miranda*, 384 U.S. at 479.

(134) *Moran v. Burbine*, 475 U.S. 412 (1986), at 421.

(135) *Miranda*, 384 U.S. at 456.

(136) *Cf. Welsh S. White, Miranda's Waning Protection: Police Interrogation Practices after Dickerson* (The University of Michigan Press, 2003), at 119. また、田中・前掲注(36)論文一四五頁も参照。なお、ミランダ判決の反対意見において、すでに「ホワイト裁判官が次のように述べてこのようなミランダ判決の矛盾を指摘されていた(ハーラン、スチュアート両裁判官同調)。すなわち、「もし、被告人が告知がなければ『あなたは昨夜どこにいたのか』という質問に答えることができず、その回答は強制されたものとするほかにないというのであるならば、裁判所は、私選弁護人もしくは裁判所の選任する弁護人を要求するかという質問に対する彼の否定的な回答をいったい受け入れることができるであろうか」(*Miranda*, 384 U.S. at 536 (White, J., dissenting))。

(137) *Leo, Inside the Interrogation Room*, *supra* note 124, at 266.

(138) *Id.* at 270.

(139) *Leo, supra* note 114, at 125.

(140) 一九七九年にだされたバッテリー判決は、被疑者がミランダ告知を受けた後に権利放棄書への署名は拒否する一方で、弁護人の立会いを要求することなく自白をしたという事実につき、「黙秘権もしくは弁護人依頼権の放棄の明確な書面もしくは口頭供述は、たいていその放棄の有効性の強力な証拠となるが、権利放棄を立証するために必ず必要ないし十分というわけではない。問題は形式の問題ではなく、被告人が実際にミランダ判決で示された権利を熟知しかつ任意に放棄したかどうかである。」(*North Carolina v. Butler*, 441 U.S. 369 (1979), at 373) とした上で、事情の総合説により、権利放棄の有効性を認めつつある。

(141) *E.g., cf. Neil A. Milner, Comparative Analysis of Patterns of Compliance with Supreme Court Decisions: "Miranda" and the Police in Four Communities*, 5 *Law and Society Rev.* 119 (1970), at 129; *Leo, supra* note 114, at 128.

(142) もしあたり、*Leo, supra* note 114, at 41 参照。

- (143) なお、アメリカにおいては拷問がほとんど消滅したところを指摘するものとして、Craig M. Bradley, *The Failure of the Criminal Procedure Revolution* (University of Pennsylvania Press, 1993) 37 がある。また、ワシントン判決によれば、取調べ実務は、暴力的な取調べから心理的な取調べへと転換したと指摘するものとして、Richard A. Leo & Richard J. Olshe, *The Consequences of False Confessions: Deprivations of Liberty and Miscarriages of Justice in the Age of Psychological Interrogation*, 88 *The Journal of Criminal Law and Criminology* 429 (1998), at 434 note 10。
- (144) 渡辺修「アメリカにおける被疑者取調べ」井戸田侃編集代表『総合研究『被疑者取調べ』』(日本評論社、一九九一年)二〇四頁、渡辺修『被疑者取調べの法的規制』(三省堂、一九九二年)一三六頁以下参照。その他、暴力的な取調べの事例を紹介したもので、Susan Bandes, *Patterns of Injustice: Police Brutality in the Courts*, 47 *Buffalo L. Rev.* 1275 (1999), at 1277; White, *supra* note 136, at 128; Scott Christianson, *Innocent: Inside Wrongful Conviction Cases* (New York University Press, 2004) 103 等も参照。
- (145) *E.g.*, cf. White, *supra* note 136, at 139; Leo, *supra* note 114, at 195.
- (146) *Cf.* White, *supra* note 136, at 141.
- (147) Paul G. Cassell, *Protecting the Innocent from False and Lost Confessions—and from Miranda*, 88 *Journal of Criminal Law and Criminology* 497 (1998), at 583.
- (148) Richard A. Leo & Richard J. Olshe, *The Consequences of False Confessions: Deprivations of Liberty and Miscarriages of Justice in the Age of Psychological Interrogation*, 88 *The Journal of Criminal Law and Criminology* 429 (1998).
- (149) Steven A. Drizin & Richard A. Leo, *The Problem of False Confessions in the Post-DNA World*, 82 *North Carolina L. Rev.* 891 (2004). なお、本論文の邦訳として、ステイヴン・A・ドリスズィン・リチャード・A・レオ(伊藤和子訳)『なぜ無実の人が自白するのか—DNA鑑定は告発する』(現代人文社、二〇〇八年)がある。
- (150) *Id.* at 905.
- (151) トリスズィン・レオ(伊藤記)・前掲注(149)書四五頁参照。
- (152) *Cf. Miranda*, 384 U.S. at 456 note 24.
- (153) *Cf. Johnson v. New Jersey*, 384 U.S. 719 (1966), at 730.

- (154) ドリズイン・レオ (伊藤記) ・前掲注 (149) 書三頁 (序文) [高野隆執筆] 参照。
- (155) Cf. Anthony G. Amsterdam, *The Supreme Court and the Right of Suspects in Criminal Cases*, 45 New York University L. Rev. 785 (1970), at 806-808.
- (156) Richard Medalie et al., *Custodial Police Interrogation in Our Capital: The Attempt to Implement Miranda*, 66 Michigan L. Rev. 1347 (1968), at 1348. ㄆㄆ 多田・前掲注 (120) 書二六二頁も参照。
- (157) Welsh S. White, *Miranda's Failure to Restrain Pernicious Interrogation Practice*, 99 Michigan L. Rev. 1211 (2001), at 1217. Cf. Comments, *Waiver of Rights in Police Interrogations: Miranda in the Lower Courts*, 36 University of Chicago L. Rev. 413 (1969), at 422-430.
- (158) E.g., cf. Matthew Lippman, *A Commentary on Inbau and Mandk's "Miranda v. Arizona: Is It Worth the Cost? (A Sample Survey, with Commentary, of the Expenditure of Court Time and Effort)"*, 25 Cal. Western L. Rev. 87 (1988), at 93-94.
- (159) Charles D. Weisselberg, *Mourning Miranda*, 96 California L. Rev. 1519 (2008), at 1521.
- (160) ワイザルバーク教授は「[ミランダ・ルールの一筆者注] 死を悼む最良の方策は『ミランダ・ルールと呼ばれた実験から学ぶ』、その失敗を認め、そして前進する(ことだと思ふ)」と云われる (*Id.* at 1600)。
- (161) Charles J. Ogletree, *Are Confessions Really Good for the Soul? A Proposal to Miranda*, 100 Harvard L. Rev. 1826 (1989).
- (162) *Id.* at 1827.
- (163) *Id.* at 1828.
- (164) *Id.* at 1828.
- (165) *Id.* at 1830.
- (166) *Id.* at 1842.
- (167) *Id.* at 1842-1843.
- (168) *Id.* at 1843.
- (169) *Id.* at 1844.
- (170) Leo, *supra* note 114, at 128.

- (171) Cf. Edwin D. Driver, *Confessions and the Social Psychology of Coercion*, 82 Harvard L. Rev. 59 (1968).
- (172) Yale Kamisar, *Police Interrogations and Confessions* (The Michigan University Press, 1980) 85; Gerald M. Caplan, *Questioning Miranda*, 38 Vanderbilt L. Rev. 1417 (1985), at 1460-1461.
- (173) Janet E. Ainsworth, *In a Different Register: The Pragmatics of Powerlessness in Police Interrogation*, 103 Yale L. J. 259 (1987).
- (174) *Id.* at 321-322.
- (175) Anne Elizabeth Link, *Fifth Amendment—Constitutionality of Custodial Confession*, 82 The Journal of Criminal Law and Criminology 878 (1992).
- (176) *Id.* at 898-899.
- (177) *Id.* at 899-900.
- (178) Irene Merker Rosenberg & Yale L. Rosenberg, *A Modest Proposal for the Abolition of Custodial Interrogations*, 68 North Carolina L. Rev. 69 (1989). 本論文の抄訳として、宮澤節生・山下潔編『国際人権法・英米刑事手続法』（晃洋書房、一九九一年）一六七頁以下「野々村宣博記」がある。
- (179) *Id.* at 109.
- (180) *Id.* at 109-110.
- (181) *Id.* at 110-111.
- (182) Driver, *supra* note 171.

〔付記〕

本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「自白排除法則の研究」（二〇〇八年三月二五日授与）に補筆したものである。